

《論

説》

浅井清信の労働法学

——二つの「アバ（ヴァ）ン」に着目して——

一 はじめに——本稿の課題——

二 戦後労働法学の前衛としての浅井清信
アヴァンギヤド

1 浅井清信の労働法学の概要——その主要業績——

2 浅井清信の主要な関心分野

3 浅井清信の労働法学における方法的特徴——そのマルクス主義労働法学理解——
アヴァンゲール

三 戰^{アヴァンゲール}前における浅井清信の軌跡

1 民法学者としての浅井清信

2 戰前・戦中期における浅井清信の軌跡——その業績——

3 浅井清信のアジア太平洋戦争末期における応接あるいは転向

四 結びに代えて——浅井における戦中と戦後のあいだ——

石

井

保

雄

一 はじめに——本稿の課題——

本稿は、浅井清信（一九〇一・一〇・八—一九九二・四・七）の労働法学について、とくにその方法における特徴に着目しながら考察することを意図している。すなわち浅井はわが国戦後の労働法学の展開のなかにおいては、かぎ括弧付の「戦後労働法学」^[1]とも呼称される「プロ・レーバー労働法学」^[2]とは、その「見直し」を唱導する糸井常喜（一九三一～）によれば、「（二）労働者階級の側にたち、それと連帯し、（一）労働者そしてそれを組織する労働組合の権利擁護の立場から、（三）労働現象を分析し、労働法理を構築するなどを通じ、（四）労働者・労働組合の権利闘争ひいては民主主義擁護運動に主体的にかかわりをもつてきた労働法学」^[3]のことをいう。労働法学は、その集団的関係にせよ個別的なそれにせよ、労働者・使用者という利害対立が歴然とせざるをえない当事者間の紛争の予防と解決をその考察の対象とするものである。今日では、かつていわれたような「プロ・レーバー」「プロ・キヤピタル」など、あらかじめ自らが依って立つべき基本姿勢・態度をそれ自体、明確に宣言する者は多くないのかもしれない。しかし戦後労働法学の歴史を知る上で、かぎかっこを付していわれる、それがいかなるものであつたのかを確認することは、重要な意義があるのでなかろうか。かつて松岡三郎（一九一四～）は、浅井が戦前の一九三四（昭和九）年に浅井ではなく、八木姓——その理由は不知——をもつて刊行した『労働契約の研究』（政経書院）を、戦後の一九五二（昭和二七）年に収録論考を増補して『労働契約の基本問題』（法律文化社）と書名を一部改めて、再刊したことについて、「教授は、誰も〔が〕知るアバンの労働法学者のチャンピオンである。それだけに、〔同書のなかで

は」年期が入り、すじ金のぐつと通つた労働法理論が展開されてゐる」と紹介している。⁽⁴⁾ 松岡のいう「アバン」とは、当時一般に流行つてゐたのであるう「戦後」を意味するフランス語の「アプレ・ゲール *après guerre*」の日本語的短縮表記「アプレ(後)」に対して、「前」すなわち「戦前」を示す *avant guerre* を指し、浅井が戦前からすでに法学研究者として活躍してきた者である」といわんとしていたのではないかと推測される。しかし松岡は「アバン」という言葉を、もうひとつ別の意味、すなわち本来は軍事用語であるが、転じて権威や体制への攻撃・反抗の先頭に立つ者を指す「前衛」を表現する、同じく仏語の「アバ(ヴァ)ンギャルド *avantgarde*」の省略形としてのそれにも、かけていたのかもしれない。そこで本稿では以下、浅井清信における「戦前」——ただしわが国がアジア太平洋戦争に敗れた「敗戦」前という趣旨で戦前・戦中期を含むものと広く捉えたい——の、主に民法専攻者としての学究活動と、戦後労働法学における「前衛」的な位置取りと、一つの「アバ(ヴァ)ン」に着目して、その民法学という側面よりは、むしろ労働法学、とくにその方法論の特徴と意義といふことに着目して検討したいと思う。

以下、時間的には順序逆になるが、まず前半は浅井の戦後労働法学の前衛^(アヴァンギャルド)、プロ・レーバー労働法学の主要な担い手としての側面を考察し、次いで後半では、その戦前^(ヴァンガード)における理論活動について垣間見ることにしたいと思う。

注

(1) 労働法と労働法学の五〇年 [I] / 蓼沼謙一 「戦後労働法学説の原型形成期」労働法律旬報一三九九・四〇〇号 (一九九七) 七頁。

- (2) 翁井「戦後労働法学の軌跡と課題」法の科学五号（一九七七）五一頁。なお、このような理解は、多分に沼田稲次郎の学説やその直接的な影響を受けた者による議論を想定しているようと思われる。しかし「戦後労働法学」というものでは、そのように理解してもよいのか、改めて検討されねばならないのではなかろうか。近時私は、両者が決して同じものではなかつたと考えるようになつてゐる。確かに、沼田がはたした役割は大きなものであつたかもしれない。しかし沼田との影響を受けた者とを同一視することは、適切ではないよう思われる。
- (3) 私はこれまで、戦後労働法学について、磯田進（一九一五～一〇〇二）・磯田進著『労働法』（岩波新書）にみる法的発想と方法——市民法的労働法学に関するノート——横井芳弘ほか〔編〕『市民社会の変容と労働法』（信山社・二〇〇五・七）、吾妻光俊（一九〇三～一九七三・吾妻光俊の戦後労働法学——ある近代主義者の肖像——』獨協法学六九号（二〇〇六・六）および有泉亨（一九〇六～一九九九・有泉亨における争議行為の違法性阻却構成——戦後労働法学の一断面——）同七五号（二〇〇八・七）の三名について検討してきた。本稿は、これらに統くものである。
- (4) 松岡三郎「学界展望／労働法」私法九号（一九五三）一六五頁。なお音便表記は、現行のものに改めた。
- (5) 浅井自身、同「私の研究をふりかえって」同還暦記念『労働争議法論』（法律文化社・一九六五）三六四頁（新法学全書月報七号〔評論社・一九五三〕の再録）で、戦後となつてから研究者として世に出た「新進のアブレガールの労働法学者たち」——労働法学界では「戦後第二世代」（一般社会では「戦中派」と呼称されている）に対し、自らを含むのであらう戦前から活動してきた「アバンガールの労働法学者たち」——同じく「戦後第一世代」（通常は「戦前派」といわれる）——という位置付けをしている。
- (6) 翁井常喜「戦後における労働法と労働法学の歴史的軌跡」同〔編〕『戦後労働法学説史』（労働旬報社・一九九六）二五六頁は、「マルクシズムに立脚し、『敗戦直後』的条件のもとで高揚した組合運動に社会変革の階級闘争の担い手としての期待をかけ、それを積極的に擁護する方向での法理の構築を志向する理論潮流の源流」として、浅井のことを沼田稲次郎（一九一四～一九九七）とともに一緒にあげている。

二 戦後労働法学の前衛としての浅井清信

アヴァンギャルド

1 浅井清信の労働法学の概要——その主要業績——

(1) 浅井における戦後労働法学の出発

浅井が労働法について本格的に研究成果を發表し始めるのは、日本が一九四五（昭和二〇）年八月一四日にポツダム宣言を受諾し、翌九月一日東京湾上の戦艦ミズーリ号での降伏文書への署名によりアジア太平洋戦争に敗北して以後の戦後であった。浅井は八月一五日午前一時ころ、動員先の陸軍宇治火薬庫の正門付近で勤労動員中の立命館大学専門部の学生ら一〇〇名とともに、ラジオの「玉音放送」を聞いた。浅井は天皇の発話内容は理解できずとも、戦争が終わったことだけは知ることができて、将来のことはともかく、「とにかく暗いゆううつな日々の生活から解放されるのだと直感し、むしろよろこび合つた」と回顧している^{〔1〕}。そして浅井は早くも翌々年である一九四七（昭和二二）年には、労働法について小さなものであるが、二冊の著書を公刊している。一つは、浅井にて戦前からの学問的蓄積があつたのであろう労働協約に関する概説書としての『労働協約の諸問題』（有斐閣・四月）であった（本文六〇頁^{〔2〕}）。すなわち浅井は、戦前一九二二年（大正二五）年に京都帝大法学部を卒業し、同年同大学院へと進学したが、ジンツハイマー Hugo Sinzheimer やギールケ Otto von Gierke の团体法的学説への関心から労働協約、とくにその法的性質論への関心をもつことを通じて、労働法（学）に接近したとのべている^{〔3〕}。もう一つは八月に、西村信雄との共著として公刊した制定直後の労働基準法に関する解説書（本文八五頁）である『労働

基準法註釈』（法律文化社・八月）であった。⁽⁴⁾同書は「はしがき」で、労基法が「従来の恩恵的労働保護法規的性格から、脱皮し、労働者を文化人として資本家と同等の地位において把握し、すべての基本的人権の保障を主要な特色とする新憲法の趣旨にそい、労働者に人たるに値する生活を保障しようとしている」ことに、その画期的意味があるとのべている。労働者を「文化人」として位置付けるというのは、いかにも戦後直後の意気込みを感じさせるものであるようと思われる。以後、浅井はこれらを始めとする諸論考を矢継ぎ早に発表していく。

(2) 浅井清信の労働法学の概要——その主要業績——

浅井は自身にとって一九四九（昭和二十四）年から一九五六（昭和三二）年までの七年間は、「終戦後の混乱期と研究空白期であった」とのべている。すなわちこの間、浅井は複数の公職や大学内での役職に就き、多忙な日々を送っていた。しかし浅井は同期間を含めて、後期昭和を意味すべきアジア太平洋戦争敗北（一九四五）後の戦後・日本にあって、一九八〇年代、彼自身の最晩年にいたるまで旺盛な執筆活動を継続していく。その具体的な内容は、同還暦記念『労働争議法論』（法律文化社・一九六五）巻末（三七六頁以下）および西村信雄・浅井喜寿記念『個人法と団体法』（同・一九八三）巻末（一三頁以下）の両「著作目録」をみると、知ることができる。そして、その発表した論稿のうち主要なものについては、全部で七冊にも及ぶ論文集に収められている。またこれら以外に、浅井には「法律の幻想——逆立ちして見よう法律を——」（一九七五・三）と『労働法よ、どこへいく』（一九八七・一〇）という二冊の随筆・評論集（いずれも、法律文化社刊）がある。ただし随筆ないしエッセーといつても、そこに收められているものは身辺雑記的なものではなく、浅井がその時どきの法的課題に言及したものである。これら九冊の著書を読むことにより、戦後労働組合運動の動向やそれに触発されて浅井

がどのような課題に取り組み、いかに対応してきたのかを理解できると思われる。ここでは評論集二冊をのぞいて、七冊の論文集の目次構成と原型論文初出誌名を示すとともに、その全容を簡単に概観してみたい。

まず浅井が戦後、最初に公刊したのは、「労働契約の基本問題」(法律文化社・一九五二)であった。同書は先述したように戦前に、浅井が「八木」姓をもつて、一九三四(昭和九)年に政経書院という出版社から刊行した論文集『労働契約の研究』を戦後再刊するにあたり、既存の論稿八本——それら具体的な作品名については後で言及する——に加えて、新たに戦後発表した、つぎの三つの論考を補充したものである。⁽²⁾

三 「労働契約の本質と労働基準法」→法と経済九四号(一九四七)

九 「労働基準法における労働時間の原則」→法律文化一卷六・七・八合併号(一九四七)

一一 「労働協約と労働基準法」→法と経済一〇一号(一九四八)

* 番号は、新たに掲載された論稿の目次構成上の順番である。

これらはいずれも、労基法制定・施行直後の時期に著わされた、同法に関わる解説論稿ないしそれに類するものである。第三論文は、雇傭契約と労働契約との関係・相違などについて、ドイツ学説の議論を手がかりにしてのべるもので、「結語」として労基法が適用されることにより、「身分から契約へ」から、再び逆転して「契約から身分へ」と発展しているとする。第九論文は、労働契約固有の問題というよりは、労基法第四章における労働時間規制の内容を概観するものである。そして第一論文は労働協約に関するであろう労基法上の個別各規定について説明している。当時(一九四七年八月)浅井は先述したように、すでに西村信雄との共著として労基法に関する小さ

な（本文八五頁）注釈書『労働基準法註釈』（法律文化社）を刊行している。とくに後二者は、同書執筆の副産物ともいうべき成果であったと解することができるのではないかろうか。

『労働契約の基本問題』の原型となつた『労働契約の研究』の目次構成は、以下の通りである。戦後にいたつてから刊行後約一三年振りに戦前に発表した旧著を再刊するに際し、浅井は、第二稿は労働協約の法的性質理解に、第四、五、六および第七の各論考は、休業手当に関する労基法二六条の解釈に資するものがあるのではないかとの述べている（同書「序」二頁）。いずれも、戦前に浅井の学位論文として結実した危険負担論（詳しくは、本稿三で言及する）に関連するものである。

序

- 一 「独逸に於ける労働協約の基礎觀念とその發展」→社会政策時報一三二号（一九三一・九）
- 二 「労働協約の法的性質——独逸法を中心とした考察」→田中直吉〔編〕『京大訣別記念法学論文集』（政経書院）（一九三四・一〇）
- 三(4) 「労働生産物の所有權取得について」→法学論叢三卷四号（一九三三・四）、五号（同・五）
- 四(5) 「受領遲滯と給付不能——とくに雇傭契約を中心としての考察」→法律論叢八卷八号（一九二九・八）
- 五(6) 「労働契約に於ける危險負担序説」→同志社論叢二七号（一九三三一・一二）、三九号（一一一）
- 六(7) 「經營休止と賃金請求權」→社会政策時報一四五号（一九三三・一〇）
- 七(8) 「一部ストライキに於ける労働希望者の賃金請求權——統労働契約に於ける危險負担」→

八(10) 「法労働時間超過労働と報酬請求権」 → 法学論叢一八卷六号 (一九三三・一二)

* カッコ内の数字は、戦後増補版の収録番号である。

浅井がつぎに刊行した論文集は、後で言及する労働法に関する概説書などの公刊をはさんで、八年後の一九六〇（昭和三五）年に発表した『労働法解釈の基本問題』（法律文化社）であった。⁽⁸⁾ 同書の目次構成は、次のようになっている。

序説「労働法の解釈について」 → 立命館法学一九二三〇号 (一九六〇)

第一篇 戰後の労働立法

第一章 「戦後労働立法の発展——一九四九年の改正まで——」 → 季刊法律学一号 (一九五二) (原題「労

働法（戦後立法の発展）」)

第二章 「講和条約を機とする労働法改正の基本問題」 → 立命館法学一号 (一九五二)

第三章 「労働争議法の新展開」 → 季刊労働法五号 (一九五二)

第二篇

第一章 「公務員と労働法」 → 法律タイムズ四卷七号 (一九五二)

第二章 「最近の労働政策と労働組合運動をめぐる法律問題」 → 労働法学研究会報?号 (刊行年月不明)

第三章 「公労協の闘争と法律的諸問題」 → 別冊法律時報一九五七・三号 (一九五七)

第四章 「争議権論争の一齣——ドイツ連邦労働裁判所の一判例の紹介——」 → 立命館法学一九号 (一九五

第五章「使用者の争議行為」→旧労働法講座第二巻「労働争議」（有斐閣・一九五七）

第六章「組合の組織関係と平和義務・平和条項」→季刊労働法二四号（一九五七）

第三篇 労働法解釈の問題点

第一章「労働契約の解釈の問題」→季刊法律学二三号（一九五七）

第二章「使用者の懲戒権」→民商法雑誌三五巻五号（一九五七）

第三章「労基法二六条の解釈について——最近のドイツの一判例を契機として——」→民商法雑誌創刊二五

周年記念『私法学論集』下（有斐閣・一九五九）

第四章「就業規則の再検討」→日本労働法学会誌六号（一九五〇）

第五章「内縁と相続権」→中川善之助・教授還暦記念『家族法大系』2（有斐閣・一九五九）

浅井は同書の「はしがき」で、「労働法は市民法と「資本制社会」という引用者、以下同）おなじ基盤のうえにたつてはいるが（労働者の生存権へ憲法二五条）確保といふ）特殊な法理念と（労働者の使用者に対する従属性といふ）法原理に立脚する〔点で異なる〕。そのために労働法の解釈は市民法ではみられない特別な問題を提起している。……本書は、こうした問題に多少ともかかわりをもつ私の既發表論文を大ざっぱながら一つの体系にくりいれてつくられた」と述べている。このような浅井の言は本書の概略説明としては、簡にして要をえていたといえようか。すなわち第一編では、戦後一五年が経過した労働立法と労働法学の歴史を振り返り、第二編では、公務員關係や争議行為と労働協約という集団的労使関係法に関する課題が扱われ、そして第三編においては、「労働法解

「私」といふけれども、むしろ労働契約に関する個別的な問題が扱われている（なお、最後の論稿も表題のみからは、同論文集に収録されているのは異質のように思えるが、民法上の内縁配偶者の相続権のみならず、労働・社会保障法における・その取扱いについて言及されている）。

そして同書刊行から七年後浅井は、戦前公刊した『労働契約の研究』について、ふたたび増補・改訂して刊行した。それが『増補改訂 労働契約の基本問題』（法律文化社・一九六七・六・一〇）である。同書では、戦後直後に収録した三つの論文を削除して、新たな諸論考を戦前に発表した論文のあいだに挟みこむという方式がとられている。

- 一 「自主的規範と労働法」↑季刊労働法六〇号（一九六六）
- 二 「独逸に於ける労働協約の基本觀念とその發展」
- 三 「労働協約の法的性質——独逸法を中心とした考察——」
- 四 「雇傭契約と労働契約との關係について」↑別冊ジュリスト（旧）法学教室六号（一九六三）
- 五 「労働者の就労請求権」↑法学セミナー一一号（一九六三）（原題「労働者の就労請求権（労働法演習6）」）
- 六 「労働生産物の所有権取得について」
- 七 「受領遅滞と給付不能——とくに雇傭契約を中心としての考察——」
- 八 「労働契約に於ける危險負担序説」
- 九 「経営休止と賃金請求権」

一〇「一部ストライキに於ける労働希望者の賃金請求権——統労働契約に於ける危険負担——」

一一「賃金遡及払と中間収入控除」→季刊労働法四七号（一九六三）

一二「法労働時間超過労働と報酬請求権」

一三「使用者の懲戒権」→石井照久・有泉亨〔編〕労働法大系5『労働契約・就業規則』（有斐閣・一九六

(三)

一四「婦人労働の法律問題」→同前〔編〕『労働法演習』（同前・一九六一）

一五「西独における婦人労働とその保護立法の動向」→立命館法学三九・四〇号（一九六一）

* ゴシック体・太字で表記したものが、新たに収録されたものである。

本書は旧版を戦後一九四七年に「発刊してからちょうど十五年経過した」（同書「改訂増補版の序」）ことを踏まえて、おそらく労基法制定直後の頃、同法について言及した論稿がすでに時代遅れになっていたことから、上記七つの論稿と置き換えることにより、その内容の更新をはたそうと試みたのである。浅井は「序」のなかで「旧版のうちで残して置いた諸論文はいずれも戦前京都大学の研究室でものしたもので、私には思い出の深いものばかりである」とのべている。

改訂増補版の冒頭では、労働契約ならぬ労働協約に関する戦前ドイツでの法的性格把握に関する論考に先立つて、同じく協約に関する戦後のそれをおいている。つぎに「労働生産物の所有権取得について」検討する論考のあとに、「雇傭契約と労働契約との関係」をいかに理解すべきかとの戦後ならでは問いを発し、そして「労働者の就労請求権」を論じたあとで、戦前に発表された第六ないし第一〇論考をはさんで、「賃金遡及払と中間収入控除」

や「使用者の懲戒権」、さらには日独（当時は西ドイツ）両国における「婦人（女性）引用者）労働の法律問題」に言及している。いずれも発表時期は、一九六〇年代初めに集中している。このような新たに収録された諸論考を眺めていると、同書は労働契約というよりも、むしろ個別の労使関係法に関わる多様な課題について論じられている著作であるように思われる。さらには同書では、集団的労使関係法分野の労働協約にまで言及されている。戦前に刊行した『労働契約の研究』は浅井にとつては、相當に愛着深いものなのであろう。しかしその目次構成を見たとき、同書は戦前に公刊された諸論考のあいだに戦後発表したもの多数挿入することによって、著書全体としての統一感に欠け、またいわば木に竹を接いだような違和感を感じさせるものとなつていているよう思われる。戦後の議論については、戦前刊行のそれとは異なる、別著として発表されるべきであったよう思われる。

そして翌年に同じ出版社から刊行されたのが、『集団的労働法理の展開』（法律文化社・一九六八・一一・二五）であつた。

第一編 団体行動の法理

第一章 「団体行動権の法理」（書き下ろし）

第二章 「労働基本権と公共の福祉」 → 末川博教授古稀記念『権利の濫用』 下巻（有斐閣・一九六一）

第三章 「最高裁論」 → 季刊労働法五八号（一九六五）

第二編 労使関係と労使慣行

第四章 「労使関係論」 → 日本労働法学会誌三〇号（一九六七）

第五章 「労使慣行論」 → 立命館法学六九・七〇、七一、七二各号（一九六六、一九六七）

第六章「社外工の団体交渉権」→季刊労働法*五一号(一九六四)

第三編 官公労働関係法と官公労使関係

第七章「日本における公共労働関係法の展開」→季刊法律学一九号(一九五七)

第八章「官公労働関係規制立法の回顧と展望」→日本労働法学会誌二七号(一九六六)

第九章「ドライバー報告と公共労働立法」→立命館法学六一号(一九六五)

第一〇章「鉄道公安職員と労働争議」→立命館法学五五、五七、五八各号(一九六四)

第四編 争議行為法解釈の諸問題

第一一章「団体行動としての争議行為」→日本労働法学会誌一五号(一九六〇)

第一二章「いわゆる『暴力の行使』について」→立命館法学三四号(一九六〇)

第一三章「政治ストの合法性について」→菊池勇夫教授還暦記念『労働法と経済法の理論』(有斐閣・一九五七)(原題「政治ストの合法性」)

第一四章「争議行為と第三者の損害」→石井照久・有泉亨(編)労働法大系3『争議行為』(有斐閣・一九六三)

第一五章「東独における労働争訴訟調整の原則と機関について」→立命館法学五一、五二号(一九六三)
*六二号(一九六六)の誤り

以上、同書に収められているのは、二つのものをのぞいて、すべて一九六〇年代とくに中頃に発表されたものである。収録論稿の表題をみてみると、そこでは当時わが国労働法学の関心動向が端的に反映されているように思われる。

れ、興味深い。浅井は同書「はしがき」のなかで「団体行動の法理、とくに争議行為は激烈な労使関係の流動の中で、それに順応して把握していかなければならぬ。ややもすれば既成市民法的意識と概念にとらわれて、流動的論理の把握と展開を妨げられ易い。私はつねにこうした点を警戒しながら団体行動の法理を考察してきた」と述べている。本書に収録されているものは確かに、民間・公共部門を通じて労働者・労働組合による団体行動、とくに争議行為に関するものやそれに関連する問題を扱う論考が多く含まれている。とくに第四編一一章として収録されている「集団的労働法理の展開」は、浅井が争議行為の「集団的二面性」について論じたものとして著名である。

そして同前書刊行からほぼ七年後、従来の法律文化社ではなく、労働旬報社（現・旬報社）から公刊されたのが、『労働法の現代的課題』（一九七五・九・一〇）であった。同書には、集団的労使関係法と個別的労使関係法の両分野に係わる、以下のような諸論考が収められている。

序にかえて「労働法学方法論ノート」↑孫田秀春教授米寿記念『経営と労働の法理』（専修大学出版局・一九七五
五）

第一章 労働契約の概念

第一節 「労働契約概念を規定するもの」↑日本労働法学会誌四二号（一九七二）

第二節 「採用内定と試用期間をめぐる法律問題」↑龍谷法学三卷三・四号（一九七一・四）

第二章 政治活動と労働組合

第一節 「労働組合と政治活動の自由」↑季刊労働法九一号（一九七四）（原題「労働組合における政治活動の自由」）

自由）

- 第二節 「政治活動規制の法理」 → 龍谷法学三卷一号（一九七〇）
- 第三節 「最高裁政治スト・違法論批判」 → 勞働法律旬報八一三号（一九七二）
- 第四節 「企業と思想の自由との相剋」 → 立命館法学九五号（一九七二）（原題「企業と思想の相剋」）
- 第三章 爭議権・争議行為の本質
- 第一節 「平和義務違反とその責任」 → 龍谷法学一卷三二四号（一九六九）
- 第二節 「争議行為と懲戒」 → 龍谷法学六卷三二四号（一九七四）
- 第三節 「国労久留米駅判決の問題点」 → 季刊労働法八八号（一九七三）

本書の「はしがき」のなかで浅井は、一九七〇年代半ばの時点における「日本労働法学界において問題になつてゐる重要な課題」として、（一）官公労働者の争議権、（二）「労組内における政治活動の自由」そして（三）労働法学方法論、およびこれに関連して「従属労働の本質と労働契約概念のとらえかた」の三つをあげ、同書はこれらの課題に「私なりの見解によつて、ある解答を与えていた研究論文」を集めたとのべている。さらに浅井は、最高裁判による「驚くべき反動的判決」として、全農林警職法事件（最大判昭四八・四・二五刑集二七卷四号五四七頁）、三菱樹脂事件（最大判昭四八・一二・一二民集二七卷一一号一五三六頁）そして猿払事件（最大判昭四九・一一・六刑集二八卷九号三九三頁）の三つがあるとして、同所のなかでこれらの判決について直接的に言及しなくとも、その「基本的批判」を行なつてゐるとする。これまでの著書のなかで、同書はもつとも雄弁にその時代の法的議論に政治状況が反映されていると理解しているのか、法の現状について直接的に批判的な見解をのべている。そして同書刊行からさらに一〇年後に刊行され、浅井にとつては、最後の論文集となつたものが『ロックアウト

法理の再検討』(法律文化社・一九八五) であった。本書は、すでに八〇歳を越えていた浅井が刊行した最後の学術書であり、三〇年以上前に発表した論考の問題意識を基本的に維持しながら、当該テーマに関する論考をまとめた論文集である。そこでは、浅井はロックアウトが「主としてストおよびスト労組の組織破壊を志向する、非組合員および第一組合員の就労強行の法的要員として実施」されているとして、そのような使用者の行動には肯定されるべき法的根拠はないとする。これは今日の判例・学説中の通説的見解——「具体的諸事情に照らし、衡平の見地から見て労働者側の争議行為に対する対抗防衛手段として相当と認められるかどうか」(丸島水門事件〔最三小判昭五〇・四・二五民集二九巻四号四八一頁〕)により、正当性を判断する——と大きく異なるものである。

まえがき

第一章 「ロックアウトの法律問題」 → 末川博教授還暦記念『労働法経済法の諸問題』(有斐閣・一九五三)

第二章 「使用者の争議行為」 → 前掲『労働法解釈の基本問題』(一九六〇) → (旧) 労働法講座第三巻『労働争議』(有斐閣・一九五六)

第三章 「ロックアウトと不当労働行為」 → 龍谷法学九巻一=二号(一九八二)

第四章 「B R Dにおけるロックアウト論争の一齣——違法・禁止をめぐつて——」 龍谷法学一三巻四=五号(一九八二)

第五章 「判例に現れたロックアウト正当性判断基準と不当労働行為性」 → 龍谷法学一五巻三号(一九八二)

第六章 「ロックアウト否認を志向する法律理論の構成」 → 大阪経法大学法学論集一一号(一九八四)

補論

- 一 「西ドイツにおけるロックアウトを違法とする判決」 → 大阪経法大学法学研究所紀要五号（一九八四）
二 「メッケなどの見解」 → 初出誌不明

三 「一九五五年一月二八日ドイツ連邦裁判所労働争議規準判例」 → 前掲『労働法解釈の基本問題』（一九六〇）↑立命館法学一九号（一九五七）原題「資料／争議権論争の一齣——一九五五年一月二八日連邦労働裁判所判例——」

四 「一九七一年四月二一日ドイツ連邦労働裁判所のロックアウト基準判例」 → 初出誌不明

2 浅井清信の主要な関心分野

以上、全部で七冊におよぶ浅井の論文集における目次構成を概観してみた。そこでつぎに、それらに収録されている論稿がどのような問題を取り扱っているのか、その特徴を考えてみたいと思う。そうすることによって、浅井における労働法学の特徴として理解すべきことが明らかになるのではないかだろうか。

一九六四（昭和三九）年以降、立命館大学で浅井の同僚として勤務し、同じく労働法学を講じた窪田隼人（一九二四～一〇〇二）は、浅井の戦後初期の『労働法学』（評論社・一九四八）および『労働基準法註釈』（西村信雄との共著、法律文化社・一九四七）以後の、「学術研究論文」に関するテーマとして、ロックアウトの違法性、政治スト論、争議行為の本質とその正当性の限界、争議行為規制のための暴力行使論、その本質や効力をめぐる労働協約論、使用者の懲戒権をめぐる問題、経営権や経営参加論、就業規則論、休業手当の法的性質、バッカペイ問題などをあげて、「およそ労働法学の全領域にわたり、しかもその基本となる問題」について、見解を述べていると紹

介している（具体的な論文名は省略¹⁰）。たしかに浅井には、戦前に公刊され、戦後一度も、その増補版が刊行された『労働契約の基本問題』の一部や『労働法の解釈問題』第三篇、あるいは『現代労働法の課題』第一章の二つの論稿など、個別的労使関係法に関する課題について論じたものもある。しかし浅井の主要な関心は、集団的労使関係法の分野に向けられていたといつてよいのではないだろうか。さらに労働団体法分野といつても、浅井が関心を寄せたのは、組合員の権利・義務や組合による組合員に対する統制権行使のあり方などを典型とする労働組合内部におけるその維持・運営に關係した問題ではなかったようと思われる。むしろ浅井の著作活動は、労働組合の対外的な活動分野に向けられていたのではないかろうか。そのなかでも、労使双方にとっての争議行為については、戦後初期のころから晩年にいたるまで、浅井が一貫して追究した課題であったといつてよからう。具体的には、争議行為の法的理解のあり方として、その「集団性」の強調であり、いわゆる純粹政治ストラハ法論の提唱であり、そしてロックアウト違法論である。とくに、これらの課題について、浅井の場合、ドイツ（東西分裂当時を含む）における議論への関心とそれらから大いなる示唆をうけているであろう。そのこと自体は、戦前から変わらないものであるように思われる。また浅井は戦後一貫して、官公労働者の労働基本権問題への関心を持続している。しかしその一方で、労使の平和的な団体交渉に関する問題や不当労働行為については、必ずしも十分な興味を寄せていたようには思われない。

要するに、浅井は労働組合が労働者の利益や権利を実現するための対外的な活動への関心を強くもち、これをいかに強化するのかということに心を碎いていたといえようか。穿った見方をすれば、浅井が選んだ課題は、社会主義社会の実現を目指す運動の主要な担い手となるべき労働組合の力をいかに強化するのかということに向けられていたといつてもよいのかもしれない。

3 浅井清信の労働法学における方法的特徴——そのマルクス主義労働法学理解——

(1) 浅井の労働法概説書にみる法学方法論への関心

社会主義社会実現の担い手となるべき労働組合の対外的活動を擁護するという、明確な執筆態度を示す浅井の場合、その法解釈のあり方については、どのように理解していたのであろうか。浅井は上記のように、多くの論文集を刊行する一方で、戦後初期のころから晩年にいたる時期まで、労働法に関する概説書をやはり数次にわたって多数執筆している。そこで記述を手がかりに、浅井の労働法解釈に関する方法論がどのようなものであったのかを探ってみたいと思う。

敗戦直後のわが国では、今日「労働三法」と総称される労働組合法（一九四五）、労働関係調整法（一九四六）そして労働基準法（一九四七）が相次いで制定・施行されたが、当時の労働運動の高揚に対応するように、多くの概説書や入門書が公刊された。浅井が一九四八年一二月に刊行した『労働法学』（評論社）も、そのようなものの一つであったといつてよからう。⁽¹⁾ 浅井は同書を「労働法とはどんなものか、を理解するための予備知識をあたえようとの意図から書いたものである」（「序」）と述べている。⁽²⁾ なお同書は一九五〇年、旧労組法から現行労組法へと全面改訂される（一九四九年）にともない、該当箇所の訂正をした改訂版が刊行されている。ついで一九五四年六月には、前著と同じく「労働法規の単なる解説書ではない」ことを強調しながら、「多くの点、とくに労働法の基本的考察や労働争議についてその後の私〔＝浅井－引用者〕の新しい考方を取り入れている」（「序」三頁）とする『労働法』が同じ出版社から刊行されている。なお上記三冊はいずれも、四六版の小型のものであった。同書刊

行からさらに六年後、浅井は一九六〇年五月に版型をA5版と改めた『労働法概説』(同前)を刊行している。その「はしがき」のなかで浅井は、前著が「諸叙述がいちじるしく均衡を失しているだけではなく、……思考の未熟の個所や訂正すべき個所がかなりに点在」していたとして、本書はその「大はばな改訂増補」と「叙述の不均衡の調整をも企図して」なったものである(一頁)としている。同書の表題に「概説」との文言が使用されていることに端的に表(現)われているように、以後刊行される表題の著書群は、それまでと異なり、入門書というよりも労働法(学)に関する概説書としての性格を強めていく。このことは換言すれば、労働法(学)が法律学分野のなかで実定法としての地位を確保するにいたつたということをも意味しよう。

そして浅井はこのあと、出版社をそれまでの評論社から有斐閣に改めて二つの概説書を執筆したが、それぞれ一度改訂されたことから併せて四回刊行したことになった。すなわち一九六三年一月には、前著の「不備欠陥を補正する機会に恵まれた」(序)一頁)として『労働法論』を表し、その六年後(一九六九年二月)には、ILO闘争を背景とした同八七号条約の批准とそれとともにとう国内法整備の一環としての国家公務員法・公労法の改正やいわゆる全通中郵事件判決(最大判昭四一・一〇・二六刑集二〇巻八号九〇一頁)などの裁判所の判断の進展を踏まえた『新訂』版が出版された。それから九年、当時喜寿と呼ばれる年齢を迎えるとしていた浅井は「自分の労働法学を仕上げるという意味で、労働法の基本的問題の再検討を試み」た(「はしがき」一頁)が、その結果を概説書に反映するために前著を改訂するのではなく、新たな著書として刊行することになったとして、一九七八年四月に『日本労働法原理』を刊行した。浅井は旧著・新訂版刊行後の九年間のあいだに示された重要判例として、全農林警職法事件(最大判昭四八・四・二五刑集二七巻四号五四七頁)、三菱樹脂事件(同昭四八・一二・一二民集二七巻一一号一五三六頁)および丸島水門事件(最三小判昭五〇・四・二五民集二九巻四号四八一頁)をあげている。

そして浅井にとって最後の概説書となつたのが、やはり初版刊行から九年後になされた同書「改訂版」（一九八七年三月）であった（ただし同書第一章「基本的考察」は浅井自身が担当したが、第二章「団体自治の法」は村下博、第三章「労働保護法」は大橋範雄がそれぞれ分担した）。そこで浅井は、前著改訂版刊行の直接的動機として、男女雇用機会均等法および労働者派遣法の制定・施行と労基法改正をあげている。しかし浅井にとっては、労働者の組合離れや、国鉄分割民営化に象徴される「政治の反動化とそれに即応する裁判の反動化」に対する危機感を強くいだきながら、同書に込める思いを「反動化と闘う法律論理を供与するものであ」と強調している（「改訂版刊行にあたつて」：i頁）。

以上の八冊によると入門書ないし概説書について、それらの目次構成や内容をみていくと、「労働法學」（一九四八、一九五〇）から「労働法」（一九五四）となるにあたり、その内容がしだいに詳細なものとなつていき、入門書から概説書へと当該書籍における性格転換がなされたようと思われる。これに対し同書から「労働法概説」への移行では、むしろ反対に内容は簡略化され、その後の「労働法論」はほぼ同じ様式を踏襲している。しかし「日本労働法原理」においては、ふたたび内容を大きく変更されたようと思われる。

こうして全部で八度にわたって最後のそれをのぞき、単著として教科書『労働法學』の全体像を著わしてきた浅井にとつての、労働法學方法論に関する基本的態度については、概説書としての性格を明確にした『労働法論』の旧版と新訂版の・それぞれの「序」において、鮮明に示されているようにと思われる。すなわち順序は逆になるが、後者において浅井は、つぎのように述べている（「新訂版発刊にあたつて」）。

労働法學の進歩とは対照的に後退する最高裁判例と「高利潤確保を志向する労使関係のきびしい現実とを想い

合せると労働法学の前途はまことに険しい。労働者の解放という歴史的使命は労働法学だけでは果しえない。これに対する対しては、階級として実在する労働者たちの団結を基盤とする労働闘争が決定的な意味をもつ。労働学者たちもこれを想うとき、自分たちもそうした労働闘争の一翼をになうものとの自覚をもつべきである」(同二頁)。

このようにのべて、浅井はプロ・レーバー労働法学ないし戦後労働法学の前衛としての役割をはたすべく、自らの「立場」を鮮明にしている。すなわちそこでは、浅井は労働者の権利と地位の向上に積極的に貢献することが労働法学の果たすべき役割であるとしている。また前者(『労働法論』旧版)では、浅井はつぎのように反省の弁と自らの立場を表明している。

「私は戦前戦中を通じかなり長い間市民法の中に閉じこもつて民法の解釈学とともにできたため最も労働法的理論構成を毒する市民法的考え方から抜けきることができない。……そうした私の欠点を意識し反省し、労働法的考え方の確立に心がけ、あくまでも労働法的考え方から問題の解決をこころみるようつとめた。労働法的考え方には集団的事象があるがままに統一的に把握し労働法的価値基準に依拠し判断する考え方である。そして、労働法の解釈は労働運動の流の中で発展的方向になされねばならないと思う。／そして、労働法は生成発展中の法である。労働法は発展過程の中で段階的に把握せねばならないとすれば歴史をふりかえつてみるとともに社会主義国の労働法をもつと知得することも必要ではないであろうか」(一一二頁、傍線—引用者)。

さらに『日本労働法原理』の「改訂版刊行にあたって」浅井はつぎのようのべて、その危機意識を鮮明に示し

ている。

「昨今、組合ばなれの労働者が増えている。労組は戦えないのか、戦わない。女子労働者の特別保護規定を除去ないし緩和し、労働者を奴隸化する派遣労働法を制定する。こうした労働立法状況がなんらかの反対闘争の抵抗をうけないで、すんなり、みのがされていく。国鉄の分割民営化諸法案も、国鉄当局の数々の不当労働行為のなされる中で、一つの抵抗をうけることなく、国会をとおつてしまつた。こんな状況下ではストを中心とする本来の労働法は無用の長物と化すであろう。労働法よ、どこへ行く?と問いたくなる。しかし、それでも労働法は立派に生きていて、無言の価値を發揮していることをみのがしてはならない。本来の労働法はスト誘起の無限の可能性を物語つており、労働者に対する使用者の処置の選択に対して無言の規制になつていて。労働法はどこへも行かないし、いかせてはならない」(i—ii頁)。

このようにのべて浅井は民法(学)と対比させて、労働法(学)の特徴と考えるべきものを示しているが、そのなかで労働組合運動に注目しながら、併せて法の歴史的発展のなかでこれを把握しなければならないということを強調し、さらに社会主義社会への移行について期待をこめて展望をしていた^[13]。それでは、そのような浅井における労働法学の方法とはいかなるものであったのか。つぎに、このことをもう少し具体的に検討してみたいと思う。

(2) 浅井清信の労働法学における方法

先にみたように浅井は生涯、同一表題の書籍を改訂すると三度(併せて六冊)ということを含めて全部で八冊

(五種類)におよぶ入門ないし概説書を執筆している。ここで注目すべきことがある。それは、このように何度もわたつて労働法全般に関して説明する著書を執筆しながらも、それらにおいて、労働法(学)の方法論についてのべた部分——いずれの著書においても、冒頭に近い位置に置かれている——は、四〇年の長きにわたる時間の経過があるにもかかわらず、その記述内容について、大きく変更することはなかつたということである。すなわち、該当箇所の記述内容は戦後ほぼ一貫して、同じであつたのである。その部分に関わる目次構成は、次のとおりである。なおかつこを付した個所は、当初(=『労働法学』〔一九四八〕)の原形として示された際には、なかつたものである。^[14]

(「労働法学方法論」)

- 一 労働法学の歴史的使命
- 二 概念法学の階級性
- 三 法律社会学的方法の重要性
- (四 マルクス主義法学との関係)

そしてこの記述箇所は先述したように、元々は法律文化三巻一〇二一一二合併号(一九四八)に発表された論稿「労働法解釈の方法論」である。浅井はこれを、同人にとっては最初の労働法概説書である『労働法学』(一九四八)のなかに「序説」として——原型論文では、段落ごとに単に番号を付していくにすぎなかつたが、新たに見出しを付して——収録した。^[14]ただしその後は、当該箇所が一九五四年刊行の『労働法』で加筆され、それが一九

六〇年刊行の『労働法概説』以降の各概説書のなかで、さらにより詳細なものになり、とくに三「法律社会学的方法の重要性」の箇所を大はばに加筆されて、新たに四「マルクス主義法学との関係」という独立の節が付されるにいたつた。そのような記述内容の加筆・修正の背後に潜む事情には、後述するように、同じくマルクス主義法学の立場にたつ杉之原舜一（一八九七—一九九二^{〔1〕}）からの、浅井を含む労働法専攻者に対する、同人の「法社会学論争」時におけるそれと趣旨を同じくする発想に基づく批判と、それに対する浅井の側からの応接という事情があつたようと思われる。しかし、たとえそのような部分的な変更はあっても、それ以外のことに関しては、『労働法学』（一九四八）以来、本文それ自体にはほとんど加除訂正もなされていない。そこでは、戦後一貫して変わらない浅井の労働法学方法論が端的に示されている。それゆえに、同個所で示されている内容の概略をまず紹介してみよう。^{〔2〕}

一では、まず冒頭部分に近いところで、浅井は「あらゆる科学は社会の发展に対してもなんらかの歴史的役割をはたし、あるいはなんらかの歴史的使命をおわされている」とのべている。浅井にとって、法律学における・そのような歴史的役割ないし使命とはいがなるものを指しているのであろうか。この点について浅井は、近代市民法と労働法とを対比させて説明している。すなわち「近代法とその法律学は、封建社会を打破し人類を封建的身分的拘束から解放し、市民社会、資本主義社会を形成せしめようとの歴史的使命をおうてうまれでたものである」（一五六頁、なお引用は『労働法学』による。以下、同じ）。これに対し労働法学がになう歴史的役割とは何か。これについて、浅井はつぎのように説明している。

「資本家社会の内部におこった動搖はプロレタリアー革命の胎動である。だから、労働立法はプロレタリアー

革命の胎動にねざす法律現象であり、労働法学はこの胎動に刺激をあたえ、労働立法の発展を促進し、プロレタリアー革命を成育すべき使命をもつ。^{〔1〕} 労働法学の使命をこれまでの近代法学のわくのなかにとどめ、近代法学の概念と理論と方法のみをもつて労働法学をこころみることは歴史を流れに逆行するものであつて、そのような労働法学は現段階の社会においてはその存在価値をもたぬであろう。……／労働法学は、自らせおう如上の歴史的使命をはたすためには、まず近代法とくに近代私法とその法律学が資本家社会の存在と発展にたいしていかなる役割をはたしてきたかを明かにせねばならぬ。……／労働法学による労働立法の内容の規定、いわゆる解釈も労働立法の発展、ひいてはプロレタリアー革命との発展を志向しながらなされてはじめて合目的性をしゆとくする」（一八一—九頁、傍線—引用者）。

この部分は、浅井の基本的立場を説明するものとして、発表当時から注目された個所であつたようである。^{〔1〕} 当該箇所が記されたのは、日本が近隣諸国への大きな災厄をもたらしたアジア太平洋戦争に敗れた戦後も間もないころ、すなわち戦前來の天皇制国家体制が崩壊したことによる、ある種の解放感に浸つっていたなかではなく、むしろ、その後急速に冷戦構造が顕在化し、GHQの占領政策が大きく転換し始めた時期であつたことに留意する必要がある。さらに、それ以後においても、このような記述が維持されたことも、併せて重要視されるべきである。すなわち先述したように、浅井における労働法学の意義理解は戦後初期から一九八〇年代後半の晩年にいたるまで一貫して変わらなかつたと思われる。しかし労働法（学）には、浅井のように、そのような社会的・歴史的「使命」を担うと解する立場もありえたとしても、何故にその法解釈を通じて社会の変革を実現できるというのであろうか。それは、ある種楽天的な理解であり、現行法秩序が資本制社会の法的枠組のなかにあることを軽視ない

し無視しているようにも思われる。後述するように、杉之原が批判するのも、このような点に関連するものであった。

つぎに浅井は、法律学が法解釈学であることを積極的に位置付けている。そのことは、二において「概念法学の階級性」として論じられている。浅井のいう「概念法学」とは「法律哲学的思索や法律社会学的研究や法律政策学的研究を非実証的なものとして軽視し、法文を金科玉条として、ひたすらに法文のうちにたてこもってその意味を論理的にむじゅんなく解釈することを主眼とする」(二〇頁)解釈態度であると理解している。そして、「概念法学」は浅井によれば、封建制社会から近代市民社会への展開のなかで「宗教や道徳から法律を解放し、永久不变な宗教的規範から法律を脱却せしめた」(一四頁)という功績が認められるとする。しかしながらそれは反面、中世においては「神のしもべとして神意の解釈に奉仕」し、近代法律学においては「資本家社会のしもべとして立法者の意思（支配階級の意思）の解釈に奉仕した」と批判的である。^[19]

こうして浅井は「概念法学的法律学」に対して「法律社会学的法律学」を積極的に対抗させている。それはいかなるものかといえば、浅井によれば「法律社会学的研究を基礎として実定法の内容を解明するという法律解釈の方法」であるという。では浅井のいう「法律社会学的研究」とはいったいとなるものか。これについて浅井自身は、とくに何ものべていなければ、戦前は「法律社会学」、戦後は一般に「法社会学」とよばれているものと理解してよかろうかと思う。すなわち、それは「法社会学論争」に際して議論されたのと同じく、法律現象に関する「社会学」的研究として狭く理解するというよりは、むしろより広く「科学としての法（律）学」というべきものを指していると思われる。そして法の科学的研究とは、社会学はもちろん、経済学、歴史学などの隣接諸学間の成果を吸収しながら、そのことを法の解釈に反映させて行こうとするものであるように思われる。^[20]なお注意すべき

は、浅井にとって、法律学とはあくまでも法解釈学を意味していることである。すなわち浅井は「エールリッヒのいうような、社会的規範意識のせん明、いわゆる『生きた法』の認識を目的とする法律社会学として労働法学を規定するときは、労働法学の実践的意味をうしなわれるであろう」(二九頁)とのべているからである。浅井によれば、「労働法学が解釈法学たるかぎり、いわゆる概念法学を特色づける独断的理論的方法をするわけにはいかぬ」(同頁)とものべてることに注意する必要がある⁽²²⁾。したがって同人のいう「独断的理論的方法」とは、法文解釈に際しての、各種の解釈技法のことをしているのである。

(3) 浅井のマルクス主義法学理解

浅井によれば、「法律社会学的研究の成果により法律規定の社会的意味を斟酌して労働者階級の解放にみちびくようく法律規定の内容を解明し、あるいは許される範囲においてあらたな労働法秩序を構成するときはなおよく労働法学は如上の歴史的使命をはたすことができる」(二五頁)とする。すなわち浅井によれば、まずは法律学以外の隣接諸学問の研究成果をいわば吸収することにより、社会的事実の関する認識・理解をえるということになるうか。このような法律社会学的研究方法によりながら、法解釈の技法を駆使・利用して、労働運動に有利な法解釈を行なうことを、浅井はマルクス主義的方法と理解しているようである。

そこで浅井清信の労働法学方法論に関する最後にして、かつその中核的部分としての四「マルクス主義法学との関係」に関する記述を、紹介する。ただし、この部分については、先に述べたように、その内容について変遷がある。すなわち『労働法学』(一九四八)の「序説」として記されていた当初は、単に「マルクス主義的見方がもつ現実的価値をみとめるならば、労働法学をその歴史的使命にそくおうするようにいとなむためには、マルクス主義

的見方をとりいれなければならない。かかる見方をとりいれた労働法学の建設こそがこれからの労働法学者にかせられた課題である」(三〇頁)とのべるにすぎなかつた。これに対し『労働法』(一九五四)では、このあとに、つぎのような文章が挿入されている。

「がんらいマルクス主義法学は階級的法律觀にたち、國家の階級性と法律の物神性を分析し、無産者をさく取りし弾圧するためにはどんな法律構造がとられているかをばくろすることを主眼とする。だから、それは事實をばくろする學問であり、批判の科学であり、いいかえれば、ブルジョア法秩序を破かいし、プロレタリア法秩序を創造する科学である。……ところが、解釈学たる労働法学は解釈学たるかぎりはいちおうブルジョア実定法秩序を肯定したうえにその枠内において法律論理をそまさして労働法規範の意味解釈を目的とする。プロレーバーの立場をとるか否かによつて解釈に差は生ずるにしてもブルジョア法秩序によつて限界づけられ、これをのりこえて解釈することはゆるされない。解釈学たる労働法学は労働法が妥協の法であるように、妥協の立場にたつて今日の労働者の基本権を実定法秩序の枠内でできるだけ広範囲によう護することによつてその歴史的使命をはたすほかない。ここにマルクス主義法学が解釈学たる労働法学にくい入る限度があるが、マルクス主義法学の立場を忘れて解釈学に終始するときは労働法学はブルジョアへ奉仕の學問に墮し、その歴史的使命をはたすことはできない」(二九頁)。

さらに『労働法概説』(一九六〇)以降は、上記引用個所に該当するところは、つぎのように書かれている。

「マルクス主義法学は唯物弁証法の方法によつて法律の歴史的性格や内容を事実に即して解明し、眞の歴史的現実に即応して法律の実体を明かにする。それを通してブルジョア法の眞実の姿をばくろし、無産階級の集団的力による実践を媒介にしてブルジョア法を変革し、これを社会主義的法へと転化しようとするものである。これに対してもわれわれが研究している労働法学は資本主義社会で現に雇われて働き、解雇されたり賃金を遅配されたり不当逮捕されたりすることのある労働者に、より多くの自由と幸福を『今日』与えるようにすることを歴史的使命とする。労働法の解釈を媒介として労働者の解放を実践しようとするものである。しかるときにブルジョア法規範をいちおう肯定する独断法学の立場を多かれ少なかれとらざるをえない。このようにして『今日』の労働法学として実証性をもつ。しかし、あくまでも歴史的真実に立脚して解釈をせねばならない。そのためにはマルクス主義的見方が決定的意味をもつ」(二二一一三頁)^(注)。

浅井の場合、資本主義社会における実定法解釈を通じて労働者の解放を実践することと、その「歴史的実体を暴露」し、社会主義法へと転化するとのマルクス主義法学的理理解との関係をいかに捉えているのか。私には、浅井が右の二つのことを別個のものとして捉えながらも、両者まったく相入れないものと理解する「立場」にたつているものとは必ずしも思われない。すなわち、浅井における上記引用箇所でのべられている立場は、杉之原舜一からの批判を意識した、これへの応答なしし反論として書かれたものではなかろうか。すなわち戦前、治安維持法違反により逮捕・起訴され転向を余儀なくされたが、戦後、日本共産党に再度入党（一九四九年一月）して間もない杉之原は「労働権」という論文を法哲学四季報四号（一九四九・一〇）四二頁以下に発表した。そこにおいて杉之原は石井照久「労働権」（中央労働学園・一九四八〔後に同『労働基本権』へ有信堂・一九五七〕四五頁以下所収）、我

妻栄「基本的人権」国家学会雑誌六〇巻一〇号（一九四六）八六頁以下（後に同・民法研究Ⅴ「憲法と私法」「有斐閣・一九七〇」五七頁以下）および石川吉右衛門「労働権」同二三五頁以下（後に、「新憲法の研究」「有斐閣・一九五四」一三四頁以下に所収）の、マルクス主義法学の「立場」をとらないであろう諸論考と並んで、浅井の前掲『労働法学』をとりあげて、これらの著書ないし論文における「労働権」理解について、つぎのように批判した。すなわち「資本主義的法の中にいかに社会主義法理論を解釈論としてもちこもうとも、それを社会主義法に変質しうるものではなく、ただ法の超階級性をまきちらすのみである」と。後年、浅井は杉之原論文を「ブルジョア国家における労働法の階級性の強調と解釈法学の欺瞞性の暴露を重視する立場」⁽²⁵⁾であると位置づけるとともに、自らの基本的立場・位置について同人のそれと対比させながら繰り返し言及している。これは浅井にとって、杉之原からの批判をいかに重く受け止めたかということの証左であるように思われる。

浅井は戦後直後に著した、最初の概説（＝入門）書である『労働法学』（一九四八）のなかで、いわゆる勤労権に関する「すべて国民は勤労の権利を有し、義務を負う」との憲法一七条理解について、これをドイツ・ワイマール憲法一六三条にいう労働権 Recht auf Arbeit と同様のものとして理解（四八頁）し、「現段階において労働者の自由と人権の保障について決定的意味をもつものは……労働者の組織の力によって運営されるところの団体自治である。そして、現実に、生存権と労働権に関する憲法の規定を実現していくものは、社会の発展に応じて進展する労働者階級の実勢力である」（四九頁）と記述していた。これに対し杉之原は、つぎのようにより批判したのである。すなわち「ここでは、わが憲法が、したがつて第二七条が本質としてもつ階級性がまつたく否定されている」と。杉之原によれば、憲法二七条の労働権保障とは社会主義的なそれではなく、あくまでも「資本主義を維持するための、プロレタリアートの革命的な力をおさえ、まひさすための予防注射、まひ注射として〔の〕労働権への変質」

である（五四頁）として捉えている。そして杉之原は先に引用した「ただ法の超階級性をまさむらすのみ」との浅井や我妻らに関する批判的に言及している個所の前段——浅井は引用していないが——で、つぎのように述べていた（五四一五五頁）。

「もちろん、われわれは、たとえ、それが資本主義的法であろうとも、できるだけ労働者階級にとって有利に、その階級闘争のために解釈し利用しなければならない。しかし資本主義的法の解釈は無限ではありえない。そこには、資本主義原理にもとづくブルジョア法自身の論理という、一つのわくがあるはずである。そのわくを無視し、そのわくをこえたの解釈論は、それがいかに労働者階級にとって有利にみえようとも、階級闘争の場においてなんらの実効がないばかりか、かえって、資本主義的法のもつ本質としての階級性をおおいからし、法の超階級性をうそつけ、合法主義という社会民々義のわくに労働運動をとぢこめるおそれがある」。

なお杉之原はすでに、敗戦直後、つぎのように述べて、法および国家の階級性を強調していた〔「労働法講座」〕〔二〕思想問題研究〔同研究會へ小樽〕刊〕一二巻九・一〇号〔一九四七・一〇〕四四頁以下)。

労働法は資本主義社会特有のものである（四五頁）。それは「資本家階級と労働者階級間に行はれる階級闘争の過程における両階級間の労働関係を国家としての立場からいかに規律するかを定める法律である」（五〇頁）。そして労働関係を規律する国家としての態度は、労使どちらにも偏しない公正な立場であることなどありえず、「それは」利潤を追求し、労働者階級を搾取する資本主義社会を維持していくための機構の一つにすぎない（五

一頁)。「労働法が階級法である以上、労働立法の範囲にとどまる限り、資本の支配から労働者階級を完全に解放することはこれを期待し得ない……。労働者階級の完全な解放は資本主義社会を否定するところにはじめて実現される。／それは大きな社会革命である」(五一頁)²⁵)。

このような杉之原の基本的発想は、「法社会学論争」(一九四八～一九五〇)においても、一貫して示されたものであった。²⁶) このような杉之原の論考における引用部分を、先に引用した浅井がマルクス主義と法解釈との関係を説明したことと、重ね合わせてみれば、両者の関係も自ずと理解できよう。²⁷) すなわち浅井は杉之原の批判を肯定ないし受容し、従前の自らの概説書における記述内容を修正したものと思われる。しかしこの後、間もなく(一九四九年一月)、翌年から本格化するレッド・ページを予知してであろうか、北海道大学を退官し、弁護士として、白鳥事件——一九五二年一月、札幌市で自転車にて帰宅途中の白鳥一雄警部(公安担当)が同じく自転車に乗り近づいてきた男に拳銃で射殺され、首謀者としてM(日本共産党札幌地区委員会)ら三名が逮捕された²⁸)——や芦別事件——根室本線の芦別・平岸間の鉄道線路が何者かによりダイナマイトで爆破され、芦別炭鉱の下請坑夫が別件逮捕され、その後無罪となつた——など北海道における共産党員に関する刑事・公安事件に関する弁護活動を多く手がけることになる杉之原の場合、「たとえ、それが資本主義的法であろうとも、できるだけ労働者階級にとつて有利に、その階級闘争のために解釈し利用しなければならない」との実際的な発想をとるのは当然のことであるのかもしない。しかしマルクス主義法学の立場に立つことを明言するとともに、資本主義社会における実定労働法の解釈を主要な任務として携わる浅井の場合、「無産階級の集団的力による実践を媒介にしてブルジョア法を変革し、これを社会主義的法へと転化しようとすると」と、現行の法の枠のなかで「労働者に、より多くの自由と幸

福を『今日』与えるようにすることを歴史的使命とする」ととの関係を、いつたい、どのように理解し、また説明するのか。はたして、これら二つの課題をいかにして両立させることができるのか。換言すれば、労働者の利益を擁護するための法解釈と法の階級性を暴露することは、一体どのような関係にあり、両者互いにいかに成り立つのかということを論じなければならないのではないか。⁽³⁾しかし残念ながら、この点に関する議論を浅井から聞くことはできなかつた。少なくとも私には、理解することはできない。

(4) 浅井における法解釈学とその科学性理解

さらに浅井は法解釈のあり方と方法については、どのような理解をもつていたのであらうか。これについては、「労働法学方法論ノート」(孫田秀春先生米寿記念『経営と労働の法理』(専修大学出版局・一九七五)四五頁以下、後に浅井『現代労働法の理論』(労働旬報社・一九七五)一三頁以下に収録)と、浅井最晩年に表わされた「法解釈と時代思潮」—〔田中〕角栄判決の批判をふまえて——(黒瀬正三郎教授奉寿記念『現代における法の理論と実践』(法律文化社・一九八六)三頁以下(浅井・前掲『労働法よ、どこへ行く』二二六頁以下所収))における前段部分⁽⁴⁾のなかで、やはりほぼ同じこと——両者のあいだに約一〇年の時間的推移があつても、まったく同一の文章をもつて——がのべられている。⁽⁵⁾

そこで本稿では前者を素材にそこで示されている浅井の(労働)法解釈に関する捉え方(一五頁)を見てみるとしよう。それは、つぎのようなものである。

「法規の解釈は、客観的法規範の認識であるが、それ自身が目的ではなく、その法規の規制対象に該当する具

体的事実に適用されることを前提とするものであつて、認識としての法規の解釈は法の適用を媒介として実践されるものであり、認識としての法の解釈と実践としての法の適用とは相互に切りはなされたものではなく、両者は統一されたものと解さねばならない。そこで、同一具体的事実に適用される法規の意味解釈の如何によつて、同一具体的事実に対しても同一法規が全く相反する方向に実践される。同一法規について全く相反する二つの解釈がなされるのは、解釈者の判断を規定する価値基準が異なるからである。すなわち、こういう意味で法の解釈は価値判断であり、解釈者が把握する価値体系を実践する活動である」(一七一八頁)。

「法解釈」とは何かについて、かつては法「解釈」とする理解がある一方、法「解釈・適用」という二つに区分して捉えるそれもあり、また法解釈という行為について、これを「認識」と解する者もいれば、反対に「実践」とする者もいる。そして、さらに「認識・実践」とする立場もあるといわれた。³⁴⁾ 浅井の場合は、法の「解釈」＝「認識」であり、法の「適用」＝「実践」という理解であろうか。なお後者の論稿では「いわば法の解釈は適用と一体をなすものであつて、適用と切りはなされた法の解釈自体はなんら実践的意味をもたない」(四頁)としている。すなわち浅井は、いずれに關しても両者密接な関係にあるとしながらも、法の解釈とその適用とを概念的に二つに分けて捉えているように思われる。それは一見すると二元論的な構成をとつてゐるのではないかとも思われる(なお、同前引用文の最終段では、「法解釈は価値判断である」と明言している)。ただし浅井が法の認識＝法社会学と法の解釈＝実践的価値判断とを区別すべきであるとする渡辺洋三による労働法学批判については、批判的である多くの労働法専攻者と同様に——ことからすれば、両者を一元的に捉える立場にたつものと理解してよからうか。しかし、たとえこのように解してもなお、浅井の場合、法の認識とその適用という両者を区分して、別個のも

のとして捉えているように思われる。⁽³⁵⁾

つぎに浅井は右に引用した末尾で——煩を厭わず引用する——「同一法規について全く相反する二つの解釈がなされるのは、解釈者の判断を規定する価値基準が異なるからである。すなわち、こういう意味で法の解釈は価値判断であり、解釈者が把握する価値体系を実践する活動である」とのべている(後者論稿四頁でも、まつたく同じ文章を見出す)。このように浅井の法解釈の意義を読み進んでいくと、法解釈は解釈者の価値体系如何により異なることになる。すなわち、浅井にとっての正しい法解釈とは、正しい価値基準に依拠するかどうかということとなるのでなかろうか。

そして浅井はこのような捉え方から、一方では価値相対主義の是非と、他方では解釈の科学性の有無いかんという二つの検討課題を導き出している。まず前者については、川島武宣(『科学としての法律学』[弘文堂・一九五八])や尾高朝雄(『法の究極の在るもの』[有斐閣・一九四七]および『法の解釈』法哲学年報[一九五四])の所説を批判的に引用して、「およそ価値判断たる法解釈の科学性に疑をもつ人たちは自由主義的民主主義の原理に立脚し、すべての価値体系に相対的価値を認めようとするものである。「ここでは、『民族の血の純潔』(ファシズム)も、『社会の発展法則』(マルクス主義)も同じレベルにおいて評価されている」(前者二〇頁(注)7、後者五頁)として、相対的価値判断を批判する。しかし私には、何故解釈の価値体系が異なることにより、その解釈も違うということが法解釈の科学性への疑問という問題に転化するのか理解しがたい。浅井は、このようにのべることにより、マルクス主義の絶対的な優位性をいわんとしているのではないかと思われる。しかし浅井の例にならえば、反面において、マルクス主義を絶対視することから、その陣営においてスターリン主義が生れたのではなかつたか。そのような絶対的価値判断がはたして妥当ないし正当であることは、どのように証明されるのか。浅井がの

べているのは、マルクス主義が正しい価値判断の源泉であるとの、いわば信条告白を行なっていることでしかないのでないかとも考えられる。何故に浅井がとる価値基準が、他者とのそれに対し優越するのであろうか。これについても、残念ながら、浅井から具体的な説明を聞くことはできなかつたようと思われる。

つぎに浅井にとつては、法解釈が「科学」でなければならぬといふ。「科学」「科学的」「科学性」という文言もまた、浅井も指摘しているように多義的な言葉である。浅井にとつての「科学」とは、いつたいいかなるものであろうか。それはいうまでもなく、マルクス主義のことである。浅井は「科学という言葉を用いるときは、マルクス主義社会科学の方法によらない社会科学はいつさい科学の名に値しないであろう」⁽³⁵⁾とまでに断言している。浅井はその理由として「現にいとなまれてゐる諸科学が、歴史的真実として、資本主義社会の中で抑圧されている多数の無産者たちの自由と幸福を増進する方法をたどつてゐるか」との「観点からすればマルクス主義社会科学の方法に加担せざるをえないであろう」(同前所)、とのべている。しかし、これだけでは説得的な説明とはいえないのではないか。

それでは、法解釈がそのような「科学性」をもつためには、どうすればよいのか。浅井によれば、解釈対象である現行実定法が社会の歴史の一発展段階としての資本主義社会の法として、いかなるイデオロギー的構造を有し、かつ諸法的概念や法原理の形態・性格をもつのかを分析する一方で、社会主義社会への発展を志向し、すべての人間にとつての正義(すべての人の自由・幸福)を実現するように構成すべきであるといふ。⁽³⁶⁾浅井によれば「かような法解釈理論の構成は、『現実そのものの組立て』としてなされ、社会の歴史的発展を一般法則化する史観のもとになされ「ることにより」、はじめて科学性をもつのである」という。要するに、これは一方で法の階級性を暴露するとともに、社会発展の法則性を志向して解釈せよという、かつての議論に帰着しているものといえようか。そ

してそれは「実践の結果によつて、再構成され、その実践によつて再検証される。この繰り返しによつて、労働法の解釈理論そのものも社会発展の方向に発展する」(二二一頁)とものべている。⁽³⁹⁾ その具体的な方策が法社会学的研究となるということなのであろうか。要するに浅井は、歴史的発展の法則性の存在および、実践と評価との繰り返しによる理論的検証ということのなかに「科学性」を見出していることになろうか。⁽⁴⁰⁾ ただし、それは人の営みと自然科学とを基本的に同一次元で捉える発想によるものであるということになろう。

(5) 小括——浅井と杉之原との近似性——

法の解釈のあり方として浅井がのべているのは、同人があるべき、または望ましいと考える「姿勢」「態度」についてのべているが、はたして何故にそのような態度が適切なのかとの論拠については、説得的な説明は示されていないようと思われる。浅井の議論によれば、結局は、正しい法解釈ないしその真理性とは解釈の価値基準としてマルクス主義を採るか否かの問題に帰着することになつてしまふ。それに疑念・懷疑を提示する者からすれば、それ以上の議論は、両者のあいだでもはやなしえないのでなかろうか。なお七七歳という年齢を迎えて、西村信雄の金寿と浅井の喜寿を記念して開催された座談会の席上、浅井は法解釈のありかたについて、労働法では法廷闘争が大きな位置を占めているが、それは法廷外のそれとの連関することが重要であるとして、つぎのように発言を続けている。⁽⁴¹⁾

「現代は資本主義社会なんだから法廷闘争にさいしては従来の法概念とか法原理をいろいろ組み立てて、勝てる法理論構成をしていかなきやならんですね。そこで、ここにおいて、マルクス主義的な経済、社会科学的なも

のの見方というものを基礎にした上で、これをどう役立ていくか、どのようにしてこれを法解釈の面でね、生かしていくかれるかということに最近関心をもつて、やつておるんです」。

このような浅井の発言をいかに理解したらよいのであろうか。裁判闘争における『勝てる法理論構成』を考えるというのは、かつて浅井自身が反批判を試みた杉之原の実務家としての発想——たとえ資本主義法であれ、労働者にとって有利な理論を考えること、はたして一体どこが違うのであろうか。両者のあいだにさほどの相違があるようには思われない。これは結局、浅井が最終的に行き着いた法の解釈態度というのは、杉之原と同種のものであつたということを意味するのであろうか。⁽⁴²⁾

注

- (1) 浅井「私の研究をふりかえりみて」
『浅井還暦記念「労働争議法論』(法律文化社・一九六五)所収三六七頁。また同「神州から人間の国へ——八月一五日に想うこと——」法學セミナー一九七六年八月号(同『労働法よ、どこへ行く。』[法律文化社・一九八七]六四頁)で浅井は、つぎのように述べている。すなわち「一九三一年の満州事変以降、日本は急速にファシズムの様相を呈して行き、一九三三年には滝川事件が起きた。そのようななか、「どうして私はもっと徹底的にファシズムの科学的研究と実践にたずさわらなかつたのであろうか、自ら深刻に反省することを迫られた。それとともに、今後、平和と民主主義のための法学研究と実践を貫徹する決意が、おのずからますます鞏固に形成されてきた」と。これが浅井にとって、その後一貫した思いなのかもしれない。しかしこれは時間が大分経過したあとでまとめられたものであり、本文に引用したの方があつたのではないかと推測する。
- (2) 前掲・浅井還暦論集所収「著作目録」三七六頁は、本書の刊行年を「一九四九年」としているが、「一九四七年」の誤りである(なお西村幸寿・浅井喜寿論集所収「著作目録」一九頁は、正しく「昭和二二年」としている)。

- (3) 浅井・前掲「私の研究」三六四—三六五頁および浅井「社会法とともに」末川博〔編〕『学問の周辺』(有信堂・一九七一)二〇七頁。浅井は、自らの戦前の協約研究の成果が『京大惜別記念法学論文集』(政経書院・一九三四)に掲載された「労働協約の法律的性質」(のちに浅井・後掲「労働契約の研究」に収録)であったとのべている(同前所)。
- (4) 執筆分担は、労基法第一章～第五章、第九章および第一三章を浅井が担当し、第六～第八章、第一〇～第二二章が西村の担当である。なお同年一〇月には、同前・註釈部分に施行規則・各種様式等を附加した増補版(一六七頁)が刊行されている。浅井・前掲「私の研究」三六八頁によれば、同書は「たちまち一万部は売れ」——おそらく類書が少なかつたことも関係があつたのではなかろうか——、同書を刊行した出版社の財政的基礎をなすに貢献したのではないかとのべている。
- (5) 浅井同前「私の研究」三七一頁。「浅井略年譜」前掲・浅井還暦論集三七五頁によれば、浅井は一九四九(昭和二四)年一九五〇(昭和二五)年・京都府地方労働委員会公益委員、一九五〇(昭和二五)年一一九五二(昭和二七)年三月・立命館大学法学部長、一九五二年一〇月一一九五六(昭和三一)年・京都府(公選)教育委員会委員、一九五四(昭和二九年)・立命館大学生部長など公職や学内役職に連続的についている。なお浅井は自らの地労委公益委員として関与したもののが、経営難による企業合併に際し、組合「強硬分子」の解雇を不当とし、復職を命じた「京都日日新聞事件」を、また教育委員会委員時代の「大事件」として「旭ヶ丘中学事件」——その具体的な内容は不明——というものをあげている(浅井・前掲「社会法とともに」二二七—三一頁)。
- (6) 本書に関する書評である後藤清「新刊批評」八木清信氏「労働契約の研究」法律時報六卷九号(一九三九)四二頁は、「労働契約の研究」という書名は本書がカヴァーする範囲を実際よりも狭く限定することになるので、「むしろ」労働法に於ける特殊問題の研究」というふうな書名がふさはしいのではないか」としている。
- (7) 同書「序」二頁では、「最近ものした」の小論文を附加し」たとのべているが、実際に掲載されている新稿は三つである。
- (8) 浅井は、両著書公刊のあいだの時期に、労働協約に関する新書サイズの概説書(一七一頁)として、「労働協約」(ミネルヴァ書房・一九五七・一二・五)を刊行している。
- (9) 吉田美喜夫「窪田隼人先生を偲ぶ」日本労働法学会誌一〇一号(一九〇〇三)一三四頁。
- (10) 窪田隼人「追悼／浅井清信先生を偲んで」法の科学一〇号(一九九二)一四八—一四九頁。
- (11) 同書は、末川博(監修)林信雄(編集)からなる「法律学全書」全二五巻の第一回配本として、刊行されたものであ

る。同書の「序」の末尾（四頁）には、「この書の出版については、早稲田大学教授林信雄学兄に非常なお世話をかけたことをここで深謝する次第である」と結ばれている。戦前來「信義誠実の原則」を提倡して、私法および民法に關わる書籍をいくつか公刊し、戦後は同じく労働法に關するものも多く著したが、後年は「偏向裁判批判」なる右よりの發言（たとえば同〔編〕『裁判の危機・偏向判決批判』〔時事通信社・一九六九〕等）を積極的に行なつて、林信雄（一九〇五（？））と代表的なプロ・レーバー労働法学者である浅井との結びつきを、当初は意外なものに感じた。しかししながら林について少し詳しく調べてみると、私にとって納得できる事情が判明した。すなわち戦前は「基督教主義を以て德育の基本」となし「独り技芸才能ある人物を教育にするに止まらず、所謂良心を手腕に運用する人物を出さんこと」を建学の精神とする同志社大学法学部助教授の地位にあった林（同大学卒）は、戦後（一九六〇年代末？）とはいわば反対の立場にあつた。一九三五（昭和一〇）年六月、台風被害から復旧した同志社高商の柔剣道場に、一部の両部員らが旧来の新島襄（同志社大学の前身である同・英語学校の創立者）の肖像額ではなく、神棚を設置したことを契機に配属将校が強硬に、学園に介入した「神棚事件」から一九三七（昭和一二）年七月、やはり配属将校（ただし「神棚事件」とは別人）に教唆・扇動された予科右翼学生（国防研究会）らによる「チャペル占拠・籠城事件」にいたる同大学における国家・軍隊による圧迫——「天皇とキリストどちらが貴いか」と二者択一を迫つた——と、それに呼応した学生らや大学内部勢力とこれらに抗議・対抗する学生・教師との紛争のなかで、林は自由人としての抵抗を試みた陣営の側にたつていた。直接的には、法学部紀要である同志社論叢への、一助教授執筆による「國体明徴論文」掲載拒否に端を発した同学部内部における紛争の過程で、林は一九三七年三月、法学部四教授連名の「上申書」により「其思想傾向、同志社教育綱領に反す」「風教上、同志社教授として適當ならず」として罷免対象者の一人として名指しされ、その後の種々の曲折を経て、結局は「喧嘩両成敗」を理由に同大学を去る（同年八月一二日依願退職）にいたつている（同大学の紛争II 抵抗については、高道基「同志社の抵抗——神棚事件からチャペル籠城事件まで——」同志社大学人文科学研究所〔編〕『戦時下抵抗の研究——キリスト者・自由主義者の場合——』II〔みすず書房・一九六九〕一一四〇頁および『同志社百年史』通史編二〔同・一九七九〕一〇九四一一三六頁、同資料編二〔同・一九七九〕一六七七一六九一頁を参照）。なお林自身の手による『同志社紛争史の一齣——いわゆる同志社事件の全貌』（宮崎書店・一九三八）は、全一三六頁の小さな本であるが、上記一連の経緯に関する反論・弁明の書であり、また高道・同前論文の主要な参考資料の一つとなつたものである。そして戦後公刊された『法律における信義誠実の原則——信義則の法理的並びに実証的研究』（評論社・一九五三）の扉に

- (12) は、「還暦を過ぎて 恩師 末川博先生に捧ぐ」とあり、さらに同書の「序」一一一頁において、林は末川と並んで、河上肇の弟子で『資本論』等のマルクスの著作を翻訳し、また戦前、日本共産党への資金カンパが発覚し、治安維持法違反の容疑で検挙され、一九三三〔昭和八〕年八月、同志社大学法學部を辞職せざるをえなかつた長谷部文雄（一八九七—一九七九・「近代日本社会運動史人物大事典」③すゝは「日外アソシエーツ・一九九七」九〇四頁〔本村四郎〕参照）を自らの「恩師」として言及している（なお林は「長谷部文雄先生に想う」と題する追悼文を宮川實〔編〕『回想の長谷部文雄』〔八潮書店・一九八二〕一二三一一六頁に寄稿している）。おそらく戦前の京都で、ともに師（末川）と同じく、また同様に民法学を主要な専攻対象とする者同士として浅井と林とのあいだに、上記のような背景のなかでの深いが交流があり、そのことが敗戦直後、浅井が前記全集の「労働法」該当巻の執筆を担当することへとながつたのではないかと推測する。
- (13) 同書の構成は、つぎの通りである。すなわち同書は「序説」のあと第一章「労働法の基本的考察」第二章「労働関係の本質」第三章「労働組合」第四章「労働協約」第五章「労働争議」そして第六章「労働基準法の概観」の全部で六章からなるものである。またその成り立ちについて知りえたことのべると、「序説」は、「労働法解釈の方法」法律文化三卷一〇二一一二二合併号（一九四八）二七一三頁、第一章第三、四両節は、「労働法と自由・人権」として同三卷七二八号（同年）に掲載したものに見出しを新たに付して転載したものであり、第四章は、前年に刊行した・浅井にとって戦後最初の著作である『労働協約の諸問題』（有斐閣・一九四七）の「序説」と「結語」を削除し、本文の見出しを増やして転載したものである。
- (14) 同書「はしがき」の文中にある「労働法よ、どこへ行く？」と問いたくなる」との文をそのままタイトルにしたかのように随筆・評論集が前掲『労働法よ、どこへ行く?』である。その「まえがき」で浅井は自らの「基本的見方考え方」としてつぎのように述べている（一頁）。参考となるかと思われるので、引用する。
- 「幻想を克服し、真実を凝視せよ。そこから真に人間的な法律学が生れる。というのが私の基本的考え方であり、現代は国独資の権力的支配下にあり、国独資の政治は本来的に反労働者的、反人民的、ファシシヨ的であるから、これと闘い、勝ち抜く論理を常に構築し実践していかねばならない」。
- その還暦記念論集（前掲『労働争議法論』）と、西村信雄喜寿記念論集（前掲『個人法と団体法』）という二つの記念論文集の巻末にそれぞれ付された「略歴・著作目録」をみると、浅井のこれら二つの業績のいずれ

(15)

も、一九四九年発表となつてゐるが、これは事実と異なる。また同稿それ自体は「私法秩序と労働法の背理——労働法解釈の方法論——」と表題を改めて、浅井『私法学原理——近代私法秩序の転換——』改訂再版（法律文化社・一九五〇）一九四一二二四頁に、新たに付け加えられた二つ「補説」のうちの一方として、前掲『労働法学』（一九四八）における形式そのままの形で収録されている。

杉之原の小さな自伝（回顧録）である『波瀾萬丈・弁護士の回想』（日本評論社・一九九一）を読むと、確かに同人の生き様は波乱万丈のなかにあつたようと思われる。すなわち一九二五（大正一四）年に京都帝大法学部を卒業後、東京帝大学院に進学して一年で、当時九州帝大法文学部長を兼任していた美濃部達吉の斡旋により民法担当者とし九大に赴した。しかしこれは「木村龜二」（当時は法理学担当）排斥騒動に遭遇・闘争して、やはり、いわば喧嘩両成敗として対立派閥双方三名ずつ計六名（一方は木村・山之内一郎（当時は憲法）・杉之原で、他方は風早八十一（当時は刑法）・東秀彦（商法）・滝川政次郎（法制史））の内の一人として一九二七年一月に休職処分に付された（その経緯については、森英樹「風早八十二」とマルクス主義法学」名古屋大学法政論集一三〇号〔一九九〇・三〕三六七—三六八頁および同前論文・三七六頁〔注19〕に引用されている文献を参照。併せて『昭和ニュース事典』I 昭和1年／3年（毎日コミュニケーションズ・一九九〇）七六—七七頁〔九州大学〕も参照。なお前掲『近代日本社会運動史人物大事典』③すくは〔一九九七〕二一一二二頁「杉之原舜二」〔笠井忠担当〕では、杉之原が同じく「九大事件」と呼ばれる——この方が一般に広く知られている——、公権力による日本共産党弾圧事件である三・一五事件（一九二四年）後の余波として、一九二八年に「左傾」教授として九大三教授（向坂逸郎、石浜知行、佐々弘雄）の辞任に関連して休職処分とされたとのべている。しかしこのような記述は先に述べたように、事実とは異なる。杉之原らの派閥対立と休職処分においては、政治的・思想的対立を要因とするものではなかつた。その後杉之原は休職期間満了により九州帝大解職となり、末弘巖太郎のもとで研究に従事しながら、いくつかの私立大学で民法を講じた。またその間、マルクス主義を本格的に学び、一九三一（昭和六）年、いわゆる「非常時」共産党（風間丈吉「非常時」共産党）〔三一書房・一九七六〕参照に入党し、家屋資金部に所属しシンパからのカンパ等の資金集め活動に従事したが、翌一九三一（昭和七）年八月はじめ、かの「スパイM〔松村昇〕」「ヒヨドロフ」（本名・飯塚盈延）——同人については多くの文献があるが、さしあたり小林峻一・鈴木隆一『スパイM 謀略の極限を生きた男』（文春文庫・一九九四）参照——の手引きで逮捕され、一九三四年一審判決（懲役三年、未決通算一〇〇日）、一九三五年一月に控訴棄却となり入獄し、一九三七年仮出所した。その後一九四〇年には満鉄（南満州鉄

- (道株式会社)の嘱託として中国に赴任した。その間には杉之原は『不動産登記法』(日本評論社・一九三八)および『判例親族法の研究』(同・一九四〇)を世に問うてゐる。満鉄では、戦前日本のシンクタンクとして著名な同調査部で、戦後もその業績を高く評価されている・東亜研究所(一九三八年九月に、近衛文麿を総裁として企画院の外郭団体として創設。現在の「政治経済研究所」の原型)との共同事業における華北(河北省・山東省)慣行調査の責任者として、調査活動に従事した。ただし同調査は、一九四四年、戦況の悪化のために中止となつた(その一部が『中国農村慣行調査資料』全6巻〔岩波書店・一九五二—一九五八〕として公刊された)。なお杉之原・前掲書六二頁は、同慣行調査打ち切りの背景には、社員らによる共産主義運動を理由に計四四名が逮捕された「満鉄調査部事件」——これについても多くの文献があるが、小林英夫・福井紳一『満鉄調査部事件の真相—新発見史料が語る「知の集団」の見果てぬ夢』(小学館・一〇〇四)が最新のものである——が影響しているとのべていて。
- (16) 浅井はその方法について一九五〇年代初め、来栖三郎により、法解釈が複数の選択肢のなかから解釈者が主觀的価値判断によって選びとるものであるにもかかわらず、なぜそれが「正しい」ということを説明しうるのかという問題提起に端を発した「法解釈論争」については、後年、後掲『労働法学方法論ノート』一四頁で触れている(ただし、わずかに「来栖問題提起をきっかけに」との文言あるのみである)。しかし当時は、そのことと浅井の思考への関連は不明である。
- (17) 『労働法学』旧・改訂両版にあり、その後の諸版では省略されているのが、カール・マルクス(Karl Marx、一八一八—一八八三)らと同時代人であり、一時行動とともにし、その後理論的に対立していたドイツの社会主義者ラッサール(Lassalle、一八二五—一八六四)による文章の引用(出典||具体的書名は不明)である。
- (18) これとほぼ同じ個所が、片岡昇『現代労働法の理論』(日本評論社・一九六七)九五—九六頁で引用されている。
- (19) 浅井は、同『法学入門』(法律文化社・一九六四)七九—八〇頁で、概念法学について「ただひたすらに法文のうちにたてこむるかぎり、それは経済上の劣等者をあつ迫し、さくしゆすることを正当とする」とを正當とする法律秩序の解明に終始することとなり、ここに概念法学の階級性があきらかに看守される」としている。
- (20) 戒能通孝は戦後も「法社会学」ではなく、「法律社会学」という呼称を用いた(長谷川・後掲書二七一—八頁)といふ。
- (21) 後年、浅井は「社外工の団体交渉権」季刊労働法五二号(一九六四)(浅井・前掲『集団的労働法理の展開』一五九頁所収〔ただし同前誌同号には、そのような浅井の論考はなく、おそらく誤植であろう〕、同誌六二号(一九六六)一二八—一三二頁に浅井「団体交渉権/社外工」という小稿がある)について、それが法解釈上の問題であれ、実態を知らなければ

ならないことから、北海道立労働科学研究所〔編〕『臨時工・後編』(同・一九五六)、大山吉雄「下請制の発展と社外工制度」日本労働学会誌一二二号(一九五八)および井上明「社外工制度の実態」季刊労働法三三三号「などを参考にし、まがりなりにも現実に即した問題解説をなし得た」と回顧している(浅井・後掲「労働法方法論ノート」一三三頁)。そして同所は「法律解釈学としての労働法学も…現実をふまえていとなまれなければならない…とするならば、労働法学は現実認識を対象とする法社会学と一体をなすといつてよい」と続けている。しかし率直にいつて、ここで述べられていることそれ自体は、ことさらマルクス主義法学特有のことではなく、今日だれもが当然とすることであり、あえて強調すべきことなのかも思わずるをえない。

(22) なお関連して、若き労働法学徒《Q》による「書評／後藤清『労働法』・浅井清信『労働法学』」労働と労働法一卷三号(一九四九)一四一一四二頁は、浅井の『労働法学』について、同書の記述が戦前ドイツの労働法学、とくにジンツハイマーの所説に依拠する個所が多いことを指摘するとともに、つぎのように批評している。

「労働法においてとりわけ法社会学的認識の重要なことは、何人もこれを否定しない。けれども、労働法が一の独自な法域を主張するかぎり、そこに総合的統一的な独自の法原理が樹立されなければならない。そうでなければ、労働法学は現行労働法の単なる整頓に終る外ないであろう。然るに、法の社会学的機能だけを探索するのみでは法の本質の周辺を徘徊するだけであり、それを基礎とした法学的概念の構成および法原理の探求にむかわないのである。質に対する法学的認識は遂に不可能となろう」。

いかなる法原理および法概念をもって、労働法学の^{アイデンティティ}独立性をどのように構築するのかとの課題は、今日でも、やはり問われていることであろう。上記引用箇所を読みながら、「梅檀は双葉より芳し」ということばを自ずから想起させられた。

(23) 当該個所は、「労働法」(一九五四)以降、我妻栄「私法の方法論に関する一考察」法学会雑誌四四卷六・七・一〇各号(同『近代法における債権の優越的地位』〔有斐閣・一九五三〕所収)を紹介した箇所の・つぎの段落以降を、独立させたものである。

(24) これとほぼ同一の文章が「労働法の解釈について」立命館法学二九二三〇合併号(浅井『労働法解釈の基本問題』「法律文化社・一九六〇」)の冒頭部分(同前書六頁)にもみられる。

(25) 浅井の杉之原論文への言及は、「労働法の解釈について」(浅井・前掲『労働法解釈の基本問題』六頁)、「労働法方法論ノート」後掲・孫田米寿記念論集所収(後に浅井『現代労働法の理論』「労働旬報社・一九七五」一三三頁以下に同書の

「序にかえて」として収録)、「労働法学と労働運動」自由法曹団創立五周年記念(京都支部)『人権の旗をかかげて』(一九七六・一〇)一頁以下(浅井・前掲『労働法よ、どこへ行く』四二頁以下所収)そして「マルクス主義法学と労働法学」竜大社会科学研究年報一〇号(一九七九〔同前書一一三頁以下〕)などで、ほぼ同一の文章表現をもつて繰り返しがされている。

(26) 野村平爾「労働法」民主主義科学者協会(編)『科学年鑑』第一集(一九四七・五→一九四八・四)(日本科学社・一九四八)一四一頁は、同稿について「従来の法学がとかく既存の国家法の合理性をのみ追求し、その存在を永続化せんとする單なる解釈論に終始したのに対しても、この試みは科学的な法学における一つの寄与である」と評し、さらに「勤労人民の法意識に支えられた労働法理を立法の理論にまた解釈の理論に明確に対置してゆくことも喫緊の必要事であろう」として、その統稿に期待を表明していた。しかし杉之原の同前論文の継続稿である(二)一(五・未完)二卷一一・一二号(同・一二)四五一五三頁、三卷一号(一九四八・一)四三一四七頁、三卷二号(同・一二)三八一五〇頁および三卷三・四号(同・四)四八一五八、三九頁において示されている(旧)労組法および労調法についての記述内容(即ち法解釈・コメント)は、當時一般になされていてそれらとくらべて、さほどに特色のある・独自なものとは思えなかつた。

(27) それは杉之原が一方で川島武宜の法社会学は法の「社会学」であつても、法の「社会科学」ではないとする一方、山中康雄に対しては、法範疇の理解が適切なものではないとし、さらに戒能も山中を批判していく。一九四九年当時は、同論争がその頂点を迎えていた頃でもあった。杉之原の法社会学論争における発言(「法社会学の性格」法律時報二一卷五号〔一九四九〕、「科学としての法律學——山中教授の教えをこう」同二一卷六号〔同〕および「法とは何か——行為規範と裁判規範」民主主義科学者協会法律部会(編)『法社会学の諸問題』(北隆館・一九五〇)について、藤田勇・江守五夫(編)『文献研究・日本の法社会学(法社会学論争)』(日本評論社・一九六九)に収録されている。なお潮見俊隆(編)『戦後の法学』(日本評論社・一九六八)四一一四二頁(天野和夫)は、「山中さんの議論の性格がヘーゲルとパシュカーニスをミックスしたようなものだったのに対し、杉之原さんはマルクス的・ヴィシンスキイ的、そんな感じでした」との感想を述べている。さらにいえば、戦前の旧借地法・借家法について居住者の家賃引下請求の法的論拠として、ブルジョア法的解釈論理としての「経済的事情変更の原則」を利用しようとするに關して、奈良正路への批判をのべる松沼信太(杉之原)「法律闘争と其限界性——奈良君の所説に対する批判——」法律戦線九卷五号(一九三〇)、長谷川正安・藤田勇(編)『文献研究マルクス主義法学(戦前)』(日本評論社・一九七二)三七八頁以下所収(なお同稿は、奈良

- 〔法律の根本問題〕「日本評論社・一九三〇〕一四七—一五九頁にも収録されている)を読むと、法社会学論争当時のそれと類似する議論がのべられている。そのような杉之原の原則論的・硬直的な論調は、戦前からの基本的思考態度であったといふことが理解できる。なお奈良(一八九九-)の戦前著作リストは、同『入会權』〔萬理閣・一九三二〕〔復刻版〕(近藤康男〔編〕昭和前期農政経済名著集二一〔農山漁村文化協会・一九八一〕所収の宇佐美繁「解題」①中五頁にかかげられており、また同書「解題」②は、奈良本人による自著解題がなされ、また同稿には「〔付記〕私の生いたち」〔二五三四頁〕が付されていて、奈良の人となりを知るうえで有益である。関連して、長谷川正安『法学論争史』(学陽書房・一九七六)六八頁によれば、戦前のマルクス主義法学における主たる任務としては、まず天皇制国家のもとでの法の本質||階級性の暴露と法および法学のイデオロギー批判におかれ、法の解釈、理論構成に関心が向けられなかつたという。要するに、法の外在的批判はあつても、内在的批判はなかつたということにならうか。また同前所は、マルクス主義法学者は孤立し、他の民主主義的傾向をもつ者らと協調する姿勢が乏しかつたといふことも指摘している。そして藤田・江守〔編〕前掲書「解説」三一四頁は、GHQの占領政策の転換を背景に、川島・山中の両者をきびしく批判する杉之原の脳裏には、戦前の一九三〇年代における日本の全体主義化が彷彿されるとの危機意識があつたのではないかとのべている。法律時報三七巻五号(一九六五)「戦後法学」特集には、論争当事者であつた山中(四七頁)および杉之原(五七頁)による「論争をありかえつて」の述懐が掲載されている。ただしそこでは、「両者いずれも、各々当時を苦い思いをもつて振り返つてゐる。なお、法社会学論争を総括的に検討するものとして、他に利谷信義「法社会学論争(日本)」岡崎次郎ほか(編)『現代マルクス=レーニン主義事典』下ターケ(社会思想社・一九八二)一九四八—一九五五頁がある。
- (28) 潮見〔編〕前掲書三七一三八頁および四五頁には、「労働法学者は法社会学〔論争〕の問題にあまり関与していない」かつたのでないかとの片岡昇による発言に対し、長谷川正安は活字化はされなかつたかもしれないが、一九四九年秋に東京・上野で開催された民科学会においては、「杉之原・浅井(清信)・沼田(稻次郎)・山中(康雄)・戒能(通孝)・野村(平爾)・中村(哲)等々の学者が集まつて、激しい方法論争がありました」と応えている。これによれば、浅井はこの論争に大きな関心を寄せるだけでなく、積極的な発言をしていたことであろうか。
- (29) 同事件については、多くの文献があるが、差し当たり山田清三郎・和多田進(解説)『白鳥事件』(新風舎・一二〇〇五〔原題『白鳥事件研究』(白石書店・一九七七)〕および同書三六五—三六六頁にかかげられている文献を参照。なお最高裁判所は同事件再審決定(第一小判昭五〇・五・二〇刑集二九巻五号一七七頁)で「再審制度においても『疑わしいとき

(30) は被告人の利益に』という刑事裁判の鉄則が適用される」という判断（「白鳥決定」）を下したことは、周知のことであろう。

(31) 杉之原の自伝である前掲『波瀬萬丈・一弁護士の回想』には、「法社会学論争」に関する記述はなく（ただし同書一八二九頁は、戦前の奈良との論争について言及している）、その副題に示されているよう同書の三分の一を占めるのは刑事弁護士活動に関連した記述である。なお谷村正太郎「杉之原舜一先生」同『再審と鑑定』（日本評論社・二〇〇五）一八八

一九〇頁には、そのような刑事裁判に関する杉之原のエピソードがのべられている。

(32) なおQ・前掲書評一四二頁は、浅井・前掲『労働法学』が労基法一条を根拠に具体的な法的効果を導き出し、労働者は使用者に対し「人たるに値する生活」が実現することのできる労働条件を要求しうるとしていることについて、「資本制社会の企業に労働者の生存権確保の法律的義務を認めようとすること自体、木に抛つて魚を求めるユートピア的思惟である」としているのも、杉之原とは異なる「立場」ながらも、同じく浅井の法解釈があり方を批判するものであろう。

(33) 同稿の後段は、副題に示されているように、法解釈、とくに最高裁の有権解釈がその時どきの「時代思潮」に影響を受けるものであるとの観点から、田中角栄元首相の受託収賄罪（刑法一九七条）について有罪としたロッキード事件（東京地判昭五八・一〇・一二判時一一〇三号三頁）に関する各種の批判について、批評的に論じたものである。なお同一主題を扱うものとして「法解釈の科学性」（初出不明。浅井『法的一般理論』〔法律文化社・一九七九〕一四七頁以下）がある。

(34) 片岡・前掲書九六頁は、本稿でも先に引用・紹介した浅井が前掲『労働法学』において言及していた「方法」について「いわば骨格以上に詳しい内容を知ることができない」とのべている。このような浅井に対する評価は後年にいたつても、同じものとならざるを得ないようと思われる。

(35) 甲斐祥郎『労働法学の基本問題』（法律文化社・一九七八）八五頁。なお、このようにいわれる「実践」とは何か、周知のごとく扱われているが、その意味内容は論者により様々に理解されているよう思われる。「認識」とは、対象に対する観照的態度に対して、「実践」とは「行動」・対象的活動、さらには歴史的・現実的に社会体制を転覆させるための革命的「実践」行動を指すこともある。では法解釈にいう「実践」とは一体何をさすのであるか。

(36) なお今日では、法解釈とは客観的な認識とは区別された、解釈者の実践的価値判断であるとの理解が定着しているのではないかと思われる（たとえば、横井芳弘『労働法学の方法』現代労働法講座1「労働法の基礎理論」「総合労働研究所・一九八二）一三四頁以下、とくに一三七頁以下および本多淳亮『労働法総論』〔青林書院・一九八六〕一三五頁以下等を参

照)。

(36) 浅井・前掲「労働法学方法論ノート」一九頁。浅井・前掲「法解釈の科学性」一五七頁は、「科学といふものは眞実な歴史的事実の認識を目的とするものである」とのべているが、それが浅井にとっての、科学觀といふことになるどうか。

(37) 同前「労働法学方法論ノート」一九一—二〇頁および同前「法解釈の科学性」一五九頁。

(38) 同前「労働法学論ノート」二〇頁。しかし社会の發展法則に適合した法的判断といつても、そのような法則性があつたとしても、漠然かつ抽象的で、それ自体が具体的な法的解釈の基準とはなりえないのでなかろう。

(39) 「実践」という文言も先述したように、いつたいそれはいかなる意味を有するのか、やはり多義的である。それは法「解釈」を指すのか。また、そうであるとすれば、個人によるそれを指すのか、または集団的な・運動レベルにおける具体的・現実的行動となつた現(表)われたもをさすのであろうか。

(40) 本多・前掲書一三五頁以下は、労働法学をふくむ法解釈方法論について、比較的丁寧な説明をしている。そこでは、法解釈の「実践」は①事物の認識と密接に結びついた積極的な価値判断であり、②自ら妥当と信じる解釈法理の採用を裁判所等の国家機関に積極的に主張・要請することであり、③労働者の権利感情に働きかけたり、労働運動における権利意識としての浸透させることとともに、反面では現実の社会的行動から影響をうけることでもあるとの「相互作用的な関係」にあるとのべている(一四二一一四九頁)。そして本多は法解釈のあり方に、大きく「主觀説」と「客觀説」とが対立してきたが、前者は価値相対主義から結果的に「体制追随的」とならざるをえないと指摘したうえで、後者の立場にたち「科学的」ということを「歴史の進歩の方向」を基準とし「歴史の發展法則」にのっとることと理解している。「進歩」や「發展」とはそれ自体、主觀的な価値的視点からの判断であることを肯定しながらも、それは「観照的に事物を眺める」のではなく、「実践を基礎として実践を媒介して形成發展する」とのべている。ただしそれは一挙に全面的に実現できるのではなく、可能なかぎり相対的に達成しようとするものであるともい(一五二一一五五頁)。

(41) 出席者・西村・浅井ほか／司会・乾昭三「座談会——戦後日本の法と法学」前掲・西村隼寿・浅井喜寿記念論集所収四五五頁。

(42) なお晩年、浅井にとって、わが国労働法学の行く末は大いなる関心であったのであろう。浅井「市民法と労働法」前掲・現代労働法講座1「労働法の基礎理論」二頁以下は、その末尾で、つぎのようにのべて、当該課題に関する論考を開じてゐる(二四頁)。

「労働基本権を基軸にしていた労働法は、国独資の支配下で、反労働者的に、再構築されようとしている。しかし、國独資の強力な権力的支配下においても、資本主義の基本的矛盾がますます著しく尖鋭化し〔て〕いる」……労働法よ、どこへいくか?」。

「労働法よ、どこへいくか?」という表現は、これまで記してきたように八〇年代に、浅井が繰り返し用いたフレーズであった。

三 戦前における浅井清信の軌跡

本稿では、以上前段において、「戦後労働法学」の主要な担い手としての浅井清信における研究活動の軌跡を概観し、マルクス主義法学といふ、その方法論的特徴について検討を試みた。そこで今度は、眼を戦前から戦中期に転じて、浅井の理論的嘗為を追跡したいと思う。すなわち本章では、浅井清信における・もう一つの「アバ(ヴァ)ン」、つまり浅井が戦前から法学専攻者として、とくに民法学の研究に従事してきたことについて、考察を試みたいと思う。

1 民法学徒としての浅井清信

浅井は一九二六(大正一五)年に京都帝国大学法学部を卒業した後、同大学院で指導教官である末川博のもと、民法学を専攻した⁽¹⁾。浅井は一九三一(昭和七)年に同大学院を退学して、同法学部副手となつた。ところが翌一九三三(昭和八)年の春から夏にかけて「滝川事件」に際会して、他の教官とともにこれに抗議して、七月に退官したのち、同年九月より立命館大学に職をえる(講師、翌一九三九〔昭和九〕年、教授)にいたつた⁽²⁾。先にのべた

ように、浅井は大学院では、「民法と労働法との接点に興味をおぼえ」で、ジンツハイマーの労働法やギールケの団体法論に関心をいだいて「受領遲滞と給付不能」さらには「労働契約における危険負担」の問題などに取り組み、そして滝川事件当時は、労働協約の法的性質論を検討していたと回顧している⁽³⁾。戦前のわが国では、労働協約に関心を寄せる者は多く、当時すでに安井英二『労働協約論』(清水書店・一九一五)、中村萬吉『労働協約の法学的構成』(巖松堂書店・一九一六)、児玉兼道『労働法要論〔改訂第二版〕』(中西書房・一九三〇)中の第七章などがその意義や法的効力について論じていた。その後、今日でも古典的著作として引証される後藤清『労働協約理論史』(有斐閣・一九三五)が上梓された。また戦後刊行された吉川大二郎『労働協約法の研究』(有斐閣・一九四八)は、戦前の業績をまとめたものである。こうして浅井はその頃、民法と労働法との境界にある課題から、しだいに労働法固有の問題領域へと研究対象を移動していくと考えていたようである。しかし一九三六(昭和一一)年——二月には、わずか数日で制圧された軍事クーデタ事件であったが、その後の軍部による政治への現実的影響・支配力浸透の契機となつた二・二六事件が生じた。一方眼を欧米に転じれば、フランスでは職場占拠ストが多発するなか、六月人民戦線内閣が成立した——当時、その社会情勢の変化から、すでに労働法研究が困難さを感じるようになったとして、研究の重点を民法に移していくと、浅井は戦後になつてから、のべている。そのような対応をとるにいたつた直接的な契機となつたのは、後藤清(一九〇二—一九九一)が立命館大学に提出し、浅井が末川博と加古祐一郎ともに審査を担当し、博士号授与に値すると判断した学位請求論文(前掲『労働協約理論史』)に対する認可が文部省により認められなかつたことであつたと、浅井は説明している。我妻栄がナチス民法学への批判的論稿を多く発表していくのが主に一九三四(昭和九)年から一九三八(昭和十三)年にかけてであり、あたかもこれと入れ代わるように吾妻光俊が後年『ナチス民法学の精神』として結実した各種の原型論文を著

わしていくのは、そのミュンヘンとベルリンにおける二年余りの在外研究から帰国した一九三九（昭和一四）年夏以降であった⁽⁴⁾。このような両人の著術活動の展開とくらべてみると、浅井の場合は随分と早い時期に京都の地において、すでに学問的閉塞状況を感じていたものと思える⁽⁵⁾。浅井は当時の日本では「およそ労働とか社会とかいう名のつく学問は表向き許されなかつた」とのべている⁽⁶⁾。そしてこのことを、浅井はやはり戦後にいたつて、ナチス政権下のドイツでは「民法典からの訣別」（シュレーゲルバーグ／舟橋諄一〔訳〕『民法典への訣別』〔大坪惇心堂・一九四四〕参照）が論じられたけれども、軍部が次第に台頭してきた日本で自分の場合は「逆に、私は民法への逃避をやつた」のだといささか自嘲気味とも思える筆致でのべている⁽⁷⁾。

2 戦前・戦中期における浅井清信の軌跡——その業績——

このように戦前・戦中の緊迫した状況のなかで研究することの困難さを苦い思いをもつて回顧する浅井における戦前・戦中期の業績として、はたしていかなるものがあるのであろうか。ところが、このようなことを知らうとしたとき、それは戦後の諸業績について知るほどには容易なことではなかつた。すなわち戦後のそれらとは異なり、浅井が戦前ないし戦中に発表した論稿については、目録上記載がほとんどないに等しい状態だからである。その還暦記念論集（前掲『労働争議法論』）と、西村信雄翁寿記念を併せた浅井喜寿記念論集（前掲『個人法と団体法』）との両著の巻末にそれぞれ付されている「略歴・著作目録」をみると、戦後公表されたものについては詳細な一覧がある——ただしそれは必ずしも網羅的なものではなく、記載されていないものも多くあるように思われる——のに対し、戦前のそれらについては、先の二つの作品目録のうち前者は、浅井にとつての学位請求論文（一九四四〔昭和一九〕年）となつた『債権法における危険負担の研究』（立命館出版部・一九四二〔昭一七〕）を含む五つの

著書の表題⁽⁹⁾しか記されておらず、後者においても、これらに加えて掲げられているのは法律時報誌掲載の六つの論稿のみである。しかしこれだけでは、戦後、浅井自身がその著書や論文のなかで戦前の業績について言及することがしばしばあつたこと⁽¹⁰⁾や、戦前に刊行された『労働契約の研究』『判例不動産法の研究』——社会法研究から逃避した浅井は「不動産登記になんとはなしに興味を覚え」たと戦後になつてのべている——および『債権法における危険負担の研究』——もともとは労働契約における「経営障害賃金請求権」への取り組みにその端を発するものと思われる——という三冊のモノグラフと、そこに収録されたり、あるいはその基礎となつたであろう原型論文の数に比して、あまりに少ないようと思われた⁽¹¹⁾。そこで私は、主に法律時報誌（一九二九—一九四五）の巻末に毎号掲載されていた「文献月報」と、その前身である私立京都法政学校創立（一九〇〇年五月）から数えて一〇〇周年を記念して制作・公刊された立命館法学別冊『立命館法学総目次』（一九〇〇⁽¹²⁾）を手がかりに、戦前の浅井の業績をリストアップすることを試みた。その結果、浅井には、戦前・戦中期を通じて、つぎのような数多くの業績があることがわかつた。これら一覧に遗漏もあるかもしれないが、ほぼそのすべてを収録できたのではないかと思われる。以下、これをかかげてみることにしよう。

浅井清信・戦前戦中期の業績一覧（一九二九〔二六歳〕～一九四五〔四二歳〕）

* なお次にかかげる文献リスト中、「労働」＝『労働契約の研究』、『不動産』＝『判例不動産法の研究』および『債権法』＝『債権法における危険負担の研究』（立命館出版部）三冊を略して表示し、論考に矢印→を付したのは、それぞれの著書に収録されたということを指している。

一九二九年（昭和四）年

八月 「受領遅滞と給付不能——特に雇傭契約を中心としての考察——」法律論叢（明治大学）八卷八号↓

〔労動〕

一九三〇（昭和五）年

四月 「労働生産物の所有権取得について」（二）法学論叢二三卷四号→「労動」
五月 「労働生産物の所有権取得について」（二）法学論叢二三卷五号→「労動」

一九三一（昭和六）年

八月 「批評と紹介／法律行為の解釈及び成立に関する一考察」法学論叢二六卷一号
九月 「独逸における労働協約の基礎觀念とその發展」社会政策時報一三一号→「労動」

一二月 「批評と紹介／労働生産物の所有権取得と加工による所有権取得との關係」法学論叢二六卷六号→「労

〔労動〕

一九三二（昭和七）年

二月 「労働契約における危險負担（序説）」（二）同志社論叢三七号→「労動」
四月 「批評と紹介／支配權の侵害と利益の返還」法学論叢二七卷四号
一〇月 「経営休止と賃金請求権」社会政策時報一四五号→「労動」

- 一一月 「法定労働時間超過労働と報酬請求権」法学論叢二八巻六号→「労働」
「労働契約における危険負担（序説）」（一）同志社論叢三九号→「労働」
- 一九三三（昭和八）年
- 一月 「批評と紹介／我妻栄教授『物権法』」法学論叢二九巻一号
- 六月 「同／石田教授の『物権法論』」同六号
- 「民事判例研究／危険予防設備請求事件」立命館学叢四巻一〇号→『不動産』「判例研究」（以下、省略）1
- 一〇月 「労働協約の法律的性質——独逸法を中心としての考察——」田中直吉〔編〕『京大訣別記念法学論文集』（政経書院）→『労働』
- 一九三四（昭和九）年
- 二月 「新刊批評／奈良正路著『物権法新釈』」法律時報六巻二号
- 三月 「民事判例研究／準消費貸借の性質」法と経済一巻二号
- 「典籍往来／林信雄『判例を中心とした債権法論』」同前
- 五月 「協定（Vereinbarung）概念に関する一考察」（一）（ただし「八木」姓¹⁴）同前一巻五号
「判例研究／売買契約の成立」（同前）同前
- 六月 「労働契約の研究」（同前）（政経書院）

- 「協定 (Vereinbarung) 概念に関する一考察」(一) (同前) 法と経済一卷六号
七月 「定款に依る理事の代表権の制限」(同前) 同前 二卷一号
- 八月 「民事判例研究／民法一七七条の第三者」 法と経済二卷一号→『不動産』2
九月 「判例を中心として観た民事上の名譽毀損」(末川博と共筆) 法律時報六卷九号
- 一二月 「民事判例研究／下請負人の行為と請負人の責任」 法と経済二卷六号
[典籍往来／独逸労働秩序法における解約告知] 同前
- 一九三五年 (昭和一〇) 年
- 二月 「最新判例批評／建物の留置権と其の敷地」 民商法雑誌一卷二号→『不動産』3
四月 「いわゆる使用者の賠償責任に関する一考察」(一) 法と経済二卷四号
- 五月 「民事判例研究／共有墓地の使用区画割当の変更——墓地の権利者の権利の変更」 同前→『不動産』4
「いわゆる使用者の賠償責任に関する一考察」(二) 同前三卷五号
- 六月 「最新判例批評／建物買取請求権の行使と賃借権の消滅」 民商法雑誌一卷五号→『不動産』5
「典籍往来／法律問題としてのデフレーション」 法と経済三卷六号
- 七月 「新刊批評／林信雄氏の『判例を中心とした債権法論』」 法律時報七卷六号
「民事判例研究／賃料債権の譲渡と敷金」 法と経済四卷一号→『不動産』6
- 九月 「民事判例研究／所有権移転の仮登記ある土地の収用——土地収用後に為されたる本登記」 同前四卷三
号→『不動産』7
- 一〇月 「雑誌論文月評／薬師寺『隔地者及対話者の意思の目的論的決定』」 法律時報八卷一〇号

- 一一月 「新刊批評／勝本教授の『債権総論中巻一・三』」同前八卷一二号
- 「民事判例研究／質物に対する返還請求権の競合」法と経済四卷五号→「不動産」8
 「危険負担に関する一考察——特に債権者主義を中心として」立命館大学〔編〕『立命館大学三十五周年記念論文集・法経篇』(立命館出版部) (一五日) →『債権』第六章第三、四節
- 一九三六(昭和一一)年
- 二月 「民事判例研究／占有権の取得」法と経済五卷一号→「不動産」9
- 「典籍往来／ドイツ國労働裁判所の判例に現れたナチス的思想」同前
- 四月 「ドイツ法を中心として観たる売買における危険負担」法と経済五卷四号→「債権」
- 五月 「民事判例研究／登記の錯誤と其の是正」同前→「不動産」10
- 「民事判例研究／根抵当権者の地位の移転」同五卷五号→「不動産」11
- 「典籍往来／フリツ・シユルツ『ローマ法原理』」同号
- 七月 「民事判例研究／弁護士の報酬と不法行為の損害」同前六卷一号
- 八月 「時論／退職積立金及退職手当法批判」同前六卷二号
- 「民事判例研究／同時履行の抗弁に因る土地の占有と不当利得」同→「不動産」13
- 九月 「最新判例評訟／買戻と買戻期間後の相続登記」民商法雑誌四卷三号→「不動産」12
- 一〇月 「登記請求権について」法と経済六卷四号→「不動産」
- 「民事判例研究／不動産所有権の移転と本登記義務の移転」同→「不動産」「特殊判例研究」(以下、

「特殊」 1

一二月 「民事判例研究／抵当権と詐害行為の時期」 同前六卷六号→『不動産』 15

「典籍往来／ヘックの利益法学とナチスの法律革新」 同

一九三七（昭和一二）年

一月 「更正登記について」 同前七卷一号→『不動産』

二月 「民事判例研究／先順位抵当権の一部抛棄と後順位抵当権」 同前七卷二号→『不動産』 14

三月 「民事判例研究／仮登記付不動産の第三取得と時効の援用」 同前七卷三号→『不動産』 特殊2

四月 「請負契約の本質について——その危險負担論の序説として——」 同前七卷四号→『債権』

五月 「民事判例研究／仮登記原因たる代物弁済契約の取消撤回と本登記の順位保全」 同前七卷五号→『不動

産』 16

「典籍往来／後藤清『退職積立金及退職手当法論』」 同

七月 「相続と登記」 公証人協会雑誌一八号→『不動産』

「民事判例研究／土地の引渡を受ける買主と土地の賃料の取得」 法と経済八卷一号→『不動産』 17

九月 「学界思潮／損害賠償と協同体精神」 法律時報九卷八号

「判例に現れた債権者危険負担」 法と経済八卷三号→『債権』 第六章

一〇月 「民事判例研究／所有権冒認による保存登記に基く抵当権の効力——抵当登記抹消請求棄却の判決と既判力」 同前八卷四号→『不動産』 18

一二月 「民事判例研究／仮装行為の所有権移転登記」同前八卷六号→「不動産」
「学界思潮／ドイツ私法学の地位と使命」法律時報九卷一二号

21

一九三八（昭和十三）年

一月 「請負契約における所有権の移転」（二）民商法雑誌七卷一号→『不動産』

「民事判例研究／電気料金債権の消滅時効」法と経済九卷一号

「判例批評／根抵当と被担保債権の範囲」銀行論叢三一卷一号

二月 「請負契約における所有権の移転」（二）民商法雑誌七卷二号

「種類売買における危険負担」（一）法と経済九卷二号→『債権』第七章

三月 「種類売買における危険負担」（二）同前九卷三号→『債権』第七章

「民事判例研究／建物の一部滅失及敷地異動と変更登記」同→『不動産』
19

四月 「民事判例研究／民法第一七七条に所謂第三者の意義」同前九卷四号→『不動産』
20

「典籍往来／クリュクマン『統一売買法草案と危険負担』」同前九卷五号→『債権』補遺（三）

「最新判例批評／不動産工事先取特権者と建物所有権保存登記手続の請求」民商法七卷五号→『不動

産』
22

「判例批評／建築中の建物に関する物権変動とその登記」銀行論叢三一卷五号

六月 「民事判例研究／不正登記と其の抹消請求権——信託的所有者と抹消登記」法と経済九卷六号→『不動

産』
23

- 七月 「登記の効力」(二) 同前一〇巻一号→『不動産』
- 八月 「登記の効力」(二) 同前一〇巻二号→『不動産』
- 一〇月 「民事判例研究／請負契約の解除と民法第一七七条」同前一〇巻二号→『不動産』特殊3
「民事判例研究／滅失したる旧建物の登記を流用して新建物に付抵当権設定の登記を為したる場合に於ける新建筑物の競落と所有権の移転」法と経済一〇巻四号
- 〔典籍往来／ナチス労働契約法草案について〕同
- 〔判例不動産法の研究〕(立命館出版部) (一〇月一五日)
- 一九三九(昭和一四)年
- 一月 「学界思潮／ギリシャ債権法草案と給付障害」法律時報一一巻一号
- 「民事判例研究／登記の欠缺を主張しえべき第三者」法と経済一一巻一号
- 二月 「英法における給付不能論の一瞥」(二) 同前一一巻二号→『債権』第三章
- 「判例批評／賃貸人の所有に属せざる土地と賃借の不当利得」銀行論叢三三巻二号
- 三月 「英法における給付不能論の一瞥」(二) 法と経済一一巻三号→『債権』第三章
- 四月 「民事判例研究／抵当権の設定ある建物と第三者の登記除却契約」同前一一巻四号
- 五月 「民事判例研究／根抵当と民法三七四条の適用」同前一一巻五号
- 六月 「最新判例批評／国税徴収法第三条の『公正証書』の意義」民商法雑誌九巻五号
「判例批評／地上権登記義務と地代支払義務との関係」銀行論叢三三巻六号

- 七月 「民事判例研究／建物の譲渡と敷地の不法占有者」 法と経済一二巻一号
「典籍往来／イギリス法の方法論とドイツ法学革新」 同
- 八月 「給付不能の意味に関する一考察」 (二) 民商法雑誌一四巻一号→『債権』
「給付不能の意味に関する一考察」 (二) 民商法雑誌一四巻二号→『債権』
- 九月 「英法における給付不能に関する一考察」 法と経済一二巻二号→『債権』第三章
「ローマ法の種類売買における危険負担」 日本法学六巻八号→『債権』第七章第一節
- 一〇月 「民事判例研究／所有権移転登記と便宜の方法」 法と経済一二巻三号
「学界思潮／無過失責任論の行方」 法律時報一巻九号
- 一一月 「典籍往来／ギリシャ再建法草案と売買における危険負担」 法と経済一二巻四号→『債権』補遺(4)
「所有者危険負担主義との発展」 (二) 同前一二巻五号→『債権』第五章
- 一二月 「民事判例研究／地役権の時効取得と登記」 同
- 一二月 「所有者危険負担主義とその発展」 (二) 同前一二巻六号→『債権』第五章
- 一九四〇（昭和一五）年
- 三月 「判例研究民事／限定相続と相続開始後の登記請求」 法と経済一三巻三号
- 四月 「判例批評／停止条件付所有権取得の第三者に対する抵当権実行の通知の要否」 銀行論叢三六巻四号
五月 「種類債務の特定と危険移転の時期——主としてドイツ民法を中心としての考察——」 (一) 法と経済
一三巻五号→『債権』第五章第四節

「判例研究民事法／法定地上権と地上建物の保存登記」同

「判例批評／土地の二重移転の場合における移転登記の請求」銀行論叢三三卷五号（同）

六月 「種類債務の特定と危険移転の時期——主としてドイツ民法を中心としての考察——」（二）法と経済

一三卷六号→『債権』第五章第四節

「判例研究民事法／地上建物取去の契約と法定地上権の消滅」同

八月 「判例研究民事法／登記権利証の交付せざる場合と其の登記方法」同前一四卷二号

一一月 「双務契約の本質と債務者危険負担主義」（二）同前一四卷五号→『債権』第四章

「判例研究民事法／建物保護法第一条と登記名義を変更せざる相続人」同

一二月 「双務契約の本質と債務者危険負担主義」（二）同前一四卷六号→『債権』第四章

「判例研究民事法／所有権移転登記を為さざる契約の効力」同

一九四一（昭和一六）年

一月 「最近の判例に現れた法定地上権の諸問題」銀行論叢三七卷一号

二月 「判例研究民事法／取立債務と言語上の提供」法と経済一五卷二号

三月 「判例研究民事法／仮登記権利者が偽造の仮登記承諾書に依りて為したる仮登記の効力」同前一五卷二

号

四月 「典籍往来／ユリウス・フォン・ギールケ『損害賠償法改革の基本問題』」同前一五卷四号

六月 「危険負担の法的構造」同前一五卷六号→『債権』第二章第二節

「判例研究民事法／間借と賃借権の解約権の濫用」同

八月 「地代家賃統制令の一考察——特に統制される地代家賃とその基準——」日本公証人協会雑誌三〇号
九月 「学界思潮／ドイツに於ける民法総則廃止論とその機能的意味」法律時報一三巻九号

一九四二（昭和一七）年

一月 「判例批評／賃貸建物所有権移転登記と賃借権の承継」銀行論叢三八巻一号

二月 『物権法』（新法律学全書・三笠書房）

六月 「判例批評／建物賃借人の賃料支払義務と敷地の不法占有に因る損害」銀行論叢三八巻六号

「帰責事由に関する一考察」立命館大学論叢第七輯法政篇第一二号

八月 『債権法における危険負担の研究』（立命館出版部）

「判例批評／暴利契約と公序良俗違反」日本公証人協会雑誌三四号

一〇月 『日本債権法総論』（京都印書館）

一九四三（昭和一八）年

一月 「判例総合研究／判例に現れたる履行不能」民商法雑誌一七巻一号

三月 「価格統制法令が既存の契約に及ぼす影響」日本公証人協会雑誌三五号

四月 「判例批評／共有の分割と持分上の抵当権」銀行論叢三九巻四号

一〇月 「労務統制立法の課題——とくに雇用契約と国民徵用とを中心として——」立命館大学論叢第一六輯法

一九四四（昭和一九）年

一月 「預金債権の準占有者への払戻」 銀行論叢四〇巻一号

三月 「判例批評／未登記建物の贈与と贈主の債権者の代位による保存登記」 同前四〇巻二号

一九四五（昭和一〇）年

七月 「皇國勤労觀と國民協力制度」 立命館大学論叢第十九・二十合輯法政篇

右に記したような業績一覧をみると、浅井は立命館大学の紀要である「立命館学叢」の後継誌であり、滝川事件を契機に京都帝大法学部より同大学に多数の元教官が転じたことから同大学法学部独自の機関誌として刊行されるにいたつた「法と経済」（一九三四—一九四二）をはじめ、「法律時報」「民商法雑誌」そして「銀行論叢」などの法律専門諸雑誌に論文、判例研究さらには、内外の文献紹介・書評などを精力的に寄稿し、活発な執筆活動をしていたことがわかる。そして、それらが先に述べたように、戦前における浅井の主要業績である「労働契約の研究」（一九三四）、『判例不動産法の研究』（一九三八）および『債権法における危険負担の研究』（一九四一）の各著書に収録されたり、またそれらの基礎をなしていったことがうかがえる。なお浅井は、先述したように一九三六（昭和一二）年以降、研究対象を民法学領域に特化していくべている。しかしその業績一覧をみるかぎりでは、浅井はそれ以前からすでに、基本的には民法専攻者であったといつてよいのかもしれない。

3 浅井清信のアジア太平洋戦争末期における応接あるいは転向

このような数多くの著書・論文等を公刊していくにもかかわらず、浅井が戦後に発表した諸論考とは異なり、浅井が自らの戦前の業績一覧を生前示さなかつたのなぜであつたのであろうか。戦後は、自らを労働法専攻者として位置づけて、戦前の民法研究者であった「己」と一線を画し、両者をまったく別個のものとするという意図があつたのであろうか。しかし戦後浅井は先述したように、繰り返し自らの戦前の業績、とくに『労働契約の研究』に収録された諸論稿について、懐かしげにかつ誇らしげに言及している。それらは自己^[15]にとつて労働法研究の原点となつたと肯定的に考えていたようと思われる。また同書については、戦後二度の改訂版が刊行されながらも、戦前に発表されたものに関しては、一本たりとて削除されることなく、むしろ差し替えられたのは戦後の各時期に発表したものであつた。したがつて浅井自身が戦前と戦後の理論活動を断絶したものと捉えていたとの推論は適切であるとは思われない。このように自らの戦前の業績に愛着を示しながらも、どうして戦前の作品リストを公にしなかつたのか。このような疑問をいだきながら、先に作成・掲示した「業績目録」をみていったとき、戦前・戦中の末期、とくに一九四一（昭和一六）年一二月八日、真珠湾攻撃とマレー半島上陸によりアメリカ・イギリス等との全面戦争に突入した後も、浅井は旺盛な執筆活動を展開していたことがわかる。とくに、翌一九四二（昭和一七）年には、浅井はその学位論文である『債権法における危険負担の研究』のほかにも、物権法および債権法に関する概説書を公刊している。さらに日本の敗色濃くなる一九四三（昭和一八）年ないし一九四五（昭和二〇）年に発表された論稿に、眼をとどめたとき、二つの論考の表題に注目せざるをえなかつた。それらに浅井が戦前の業績目録を明らかにしなかつた理由の一端の所在を見出すことができたようと思われる（これら二つの論考をあえて掲載しな

い目録を作成するということもありえたのであるうが)。すなわちそれらとは、一つは一九四三（昭和一八）年に発表された「労務統制立法の課題——とくに雇用契約と国民徵用を中心として——」立命館大学論叢第一六輯法政篇第四号（一〇月）一一四九頁であり、もう一つは日本の敗戦のわずか一月前に同誌第一九・一二十輯法政篇（一九四五〔昭和二〇〕年七月）誌上に発表された「皇國勤労觀と國民協力制度」一一四頁である。先述したよう⁽¹⁸⁾に、これら二つの論文が浅井にとっては、戦後その経験のなかで秘匿せざるをえないものであり、その戦前の作品目録を示さなかつたことの背景事情ではなかつたかと推測される。またこれらの存在が、戦後社会における浅井の言論活動の背景をなす主要な事情として捉えることができるのかもしない。

そこでこれら二つの論考について、その内容を紹介し、検討したいと思う。

(1) 浅井が戦争末期に発表した二つの論稿とその概要

まず、一九四三（昭和一八）年に発表された「労務統制立法の課題——とくに雇用契約と国民徵用を中心として——」の目次構成は、つきのようなものである。

序説

一 労務立法の重要性

二 労務統制立法の課題

- (1) 指導理念としての皇國勤労觀の確立 (2) 企業組織における労務と所有權との関係
- (4) 国民徵用 (5) 労務立法の日本的反省
- (3) 雇傭契約の本質

第一 労務統制法の基本としての雇傭契約の諸問題

一 雇傭契約の概念

二 雇傭契約の特質

三 雇傭契約の当事者

四 雇傭契約の無効及び取消

第二 国民徵用制度の諸問題

一 非契約的雇傭関係の認識

二 国民徵用の法律制度の発展

三 徵用関係の本質

同稿の具体的な内容は、端的にその副題に示されている。同稿の過半（一〇—三六頁）を占める第一「労務統制法の基本としての雇傭契約の諸問題」は、次のようなものであつた。すなわち浅井は、「雇傭契約の概念」で一九三八（昭和一三）年五月五日より国家総動員法が施行されて以来、国民徵用令、国民勤労報国協力令、労務調整令などの統制立法が制定されていったが、それらは「元来……私人の経済的協同と配分的正義とを理念とし、私人の経済生活関係を一定の統一目的に合するように國家権力を以て指導しようとするものである」（一〇頁）との理解のもとに、戦時下その適用・妥当範囲が狭められている「私人の経済生活の基本法」である民法との関係を示そうとしたものであつた。同所ではまず「雇傭」（民法六一三条）を「請負」（同六三二条）と対照させて、前者の特徴を示し、そのあと「対価」としての報酬のあり方について述べている。ついで二「雇傭契約の特質」では、「雇傭契

約の給付の目的物即ち「労務」、つまりそれが「生ける人格の活動せる状態である」ことから、半面使用者との関係において身分的要素を宿命的に有すること（一八一—九頁）、また三「雇傭契約の当事者」では、「労務給付の約される形式の特異性」として、雇傭契約の当事者は「使用者」「労務者」であるが、その他の法律では、多様な呼称を使用している——なお國家総動員法は「雇用主」「従業者」としている——と紹介した（二八一—九頁）あとで、労務者たりうる者は自ずと自然人のみである（二九頁）と指摘している。そして四「雇傭契約の無効及び取消」においては、「現行法が雇傭契約に與える特殊的な地位」に関連して民法総則編における法律行為の無効と取消について触れている（三三一—三四頁）。要するに、本稿の第一「労務統制法の基本としての雇傭契約の諸問題」とは、雇傭契約の特徴と考えられることを民法に即して説明している部分であるといつてよからう。

ついで第二「国民徵用制度の諸問題」では、浅井はまず国民徵用令のもとでは、雇傭関係が契約に基いて発生する場合とそうでない場合とがあり、両者を区別しなければならないと指摘する（三八頁）。そして戦時体制のもと労働者募集の補助的制度であった国民徵用が昭和一八年七月改正により「直接に国家の要請に基く労務動員たる地位に^{〔ママ〕}昂められ」たことから、それが一方では公法的な関係であると同時に、他方では私法的な関係でもあるという特徴を有することから、そこでは、報酬の支払いは重要である（四七一—四八頁）との指摘を行なっている。すなわち自由応募と国家の紹介によっては軍事作業場や民間軍需工場の労働力を確保することが困難となつたことから、一九三九年國家総動員法四条（「政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニヨリ帝国臣民ヲ徵用シテ総動員業務ニ從事シムルコトヲ得。但シ兵役法ノ適用ヲ妨げズ」）および六条（「政府ハ戦時ニ際シ國家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニヨリ従業者ノ使用、雇入若シクハ解雇、就職、従業若シクハ退職又ハ賃金、給料ソノ他ノ従業条件ニツキ必要ナル命令ヲナスコトヲ得」）に基づく国民徵用が次第に強化され、一九四

三（昭和一八）年八月から改正徵用令が施行された。同法令は、徵用が國家の要請に基づく産業応召であるとの国家性を明確にし、社長の徵用・被徵用者の服務規律等を定め、必要に応じて従業工場を移動させることができるとした。なお一九四一（昭和一六）年八月管理工場に徵用令により徵用された者は同月で期間満了となるはずであった。しかし、そのようなことは決戦下の生産増強に支障があるとして、七月の次官会議で一年ないし二年間の期間更新がなされた。¹⁹⁾

このように見てくると、本稿は戦時体制下という特異な状況のなかで発表されたものであつたとしても、とくに前者については、民法学上の雇用（＝労働）契約の特徴を指摘したりして、浅井における戦後の議論へと連続する内容をふくむものであつたようと思われる。²⁰⁾ そこではまた浅井にとって、戦時下の国家総動員体制のもとで、いかにして労働者保護を実現するかとの苦心をも行間から読み取ることができるかもしれない。²¹⁾

なお浅井は同前論文の冒頭において「支那事変を契機として日本は独自の経済力を以て外敵にあたり、日本民族の発展を期さなければならないような事情にますます迫られて來た」（三一四頁）との事実認識のもと、当時の日本における労働立法——正確には、「労務を対象とする」という意味で「労務立法」——を重要な課題として位置付けていた。なぜならば、そこでは浅井にとって「いわゆる統制経済の形式こそ日本の独自の経済力を最高度に發揮し得る経済機構」（四頁）であり、その中心に位置すべきなのが「労務統制立法」だからであるとの事実認識があつたからであろう。それは「資本家対労働者の階級対立を止揚して国民全体の統一目的実現に向える経済的協同を理念として直接に国民全体の利益に關係を有つ」。「換言すれば、労務統制立法の如何によつては日本国家の存立が危まられる」（同前頁）と考えたからであつた。

このような二つの法的問題を具体的に論じる前に、浅井は労務立法の課題として重要と考えるもの五つあげて

いる。その冒頭第一にかかげるのが「立法上の嚮導理念としての皇國勤労觀の確立」ということであった（六頁）。第二が「企業組織における労務と所有權との關係」である。なぜならば「國の総力を發揮し、限られた物的資源と労務とを以て最高度の生産力を發揚するためには労務と所有權との対立を止揚して統一的的達成に向える両者の經濟的協同の体制をとらねばなら」ないからである（七—八頁）。第三が労務の使用關係としての「雇用關係の本質」である。それには労務管理に関する權力關係が付隨するが、それが從來の私的企業から徵用によつて國家の手に移るにしたがつて、債權關係と權力關係とをいかに調和させるかという問題が提起されると指摘していた（八頁）。第四は巷間「白紙応召」と呼ばれていた「國民徵用」である。そこでは徵用されるべき國民の健全な勤労觀を持つてはじめて、その實質的効果が發揮されることから、いかにこれを規律するかが現下と将来の労務統制立法の方向を示唆すると、浅井はのべている（九頁）。そして最後に、五番目の課題としてあげるのは「労務立法の日本的反省」である。すなわち労務統制立法が「その本来の使命」をはたすには、それが「われわれの日常生活や伝統的社會觀や勤労觀」に即したものでなければならず、その「今後の正しい發展を期するためには労務立法の形式的立法技術的方向における日本の特色又は性格をも明かにすること」が必要であり、さらに日本における雇用の歴史的發展の跡をたどつて特色を示さなければならぬ。浅井はこれらを「日本的反省」との総称のもと行なう必要があるとのべている（同前頁）。

かくして、このように本稿で浅井が論じているのは、右に引用した・浅井自らが「労務統制立法の課題」として掲げた五つのうち、第三と第四の課題に関するものであつたといふことが理解できよう。

一方、後者の論稿「皇國勤労觀と國民協力制度」は昭和二〇年七月に刊行された（ただし實際の刊行日は不明）立命館大学論叢第一九・二十輯法政篇に発表されたものである。浅井の論考は、文字通り戰争末期の原材料不足と

状況の逼迫を背景に、同輯中わずか二編しか掲載されなかつた論考のうちの一方である（A5サイズ・全文二四頁。その末尾には、「一昭一〇・一・一〇一」と記されていることから、同年々初に脱稿したものと思われる）。同稿の目次構成はつぎのようなものである。

序

第一章「労務立法上の嚮導理念としての皇国勤労觀」

第一節 勤労觀と労務立法

第二節 労務統制立法における勤労觀の課題の重要性

第三節 皇国勤労觀

第四節 皇国勤労觀と労務立法

第二章「国民協力制度」

第一節 序

第二節 国民協力制度の本質

第三節 国民協力の法律關係

第四節 学徒勤労協力制度

- 一、国民勤労報国協力令 二、学徒勤労協力制度の社会的機能 三、学徒勤労協力制度と教育

「皇国勤労觀」について言及する第一章については、次項でまとめて扱うことにして、先に同稿の第一章について

て、紹介する。ここで扱っているのは、國家総動員法五条（「政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニヨリ帝国臣民及ビ帝国法人ソノ他ノ団体ヲシテ國、地方公共団体又ハ政府ノ指定スル者ノ行ウ総動員業務ニツキ協力シムルコトヲ得」）に基づく、當時一般には「國民勤労報國協力」といわれた勤労奉仕制度についてである。とくに浅井がとりあげるのは、学徒勤労報国隊と女子挺身隊によるそれである。⁽²²⁾なぜならば戦争末期、従来、労働に従事してきた青壯年男性が徵兵により軍務に就かざるをえなかつたことにより、必然的に男女生徒が生産現場の担い手として現実に大きな役割をはたさざるをえなくなつたことから、目次に示された課題の解決が求められていたからである（一二一—三頁⁽²³⁾）。同じく「皇國勤労觀」との関係を問うとしても、当時の日本ではもはや既存の民法法理との関係を考察するほどの余裕もなかつたのであろう。このような課題について論じる背景には、浅井自身、わずかな食料をえながら、学生を引率して各所の工場で勤労奉仕に従事していたという事情もあつたかと思われる。⁽²⁴⁾

まず浅井は「隣保互助と協力の榮譽」について、その思想的背景とする國民協力制度と強制的な労務の適正配置を実現することを意図する國民徵用との違いとして、つぎのように説明する。すなわち勤労奉仕という社会現象が法律制度化されたものであることから、國民協力については、罰則や報酬の支払いがないことなどに示される「道義的性格を帶有する」（一四頁）。すなわち「皇國の民のうちに存在するところの皇國への奉仕義務の觀念、即ち皇國の⁽²⁵⁾弥榮の為にはすべてをなげすべて力を限りつくすべきは皇國の民としての当然の義務があるとの觀念、また、こうした義務を果し得るのは皇國の民として至上の榮譽であるとの勤労奉仕の榮譽觀念、かういったものが國民協力制度の道義的基底をなしているのである」（一五頁）とのべる。なお浅井は、戦争遂行への國民協力がこのようなものであるとすれば、反面道義觀の薄い者には実効性をあげえないであろうことも、併せて指摘している（同前）。

頁)。ついで第三節で、その「法律關係」に関する特質として、浅井はつぎのようなことを指摘している。すなわち、国民協力とは「隊組織」によることを建前とし、協力を受けようとする者が所管大臣または地方長官に申請すると、その必要が認められるとき、市町村長や学校長に、所定の事項を指定し、報国隊による協力に関する必要な措置を命じる(同協力令五・六条など)。これは国家に対する公法上の義務であるが、國民徵用は個々人が履行すべきものであるのに対し、協力義務は報国隊により履行されるべきものと捉えられている(一六頁)。したがってたとえ私企業に対し、協力がなされたとしても、企業主と協力者のあいだに雇傭関係は成立しない(一七一八頁)。したがって「各個の国民協力者は自己が属する報国隊の单一意思による支配をうけることはあっても、この報国隊が所属する私的企業主の雇主としての支配を受けることはあり得ない」(一八頁)。そして「隊組織による協力」には、法的につぎのような意味をもつとして、三点をあげる。まず報国隊は法人格をもたない。国家に対し協力義務を有するのは、個別の隊員である。隊組織による協力は、協力義務の履行形態である(同前)。つぎに、国民協力義務の履行には、一定の経費への支払いはあっても、何らの対価もあたえられない。そして第三に、国家総動員法は協力義務違反について何らの罰則をも設けていない。ただし実際には、種々の制裁が課せられたようである。たとえば学生の場合、学生としての本分をつくさない者として学校所定の処罰——具体的な説明はないが——が加えられたという(二〇頁)。

戦線が拡大・継続されるにしたがつて、労務供給源として男女学生・生徒の労働力に依存する度合が増え、それにしたがい当初は年間、四、五日であった(昭和一三・六・九通牒)のが次第に延長され、昭和一九年一月には四ヶ月継続・必要に応じ延長も可とされ、同年三月、通年動員体制が決定され、対象者も中学校三年生以上であったのが、中学一年以上並びに国民学校高等科児童にまで拡大され、さらには昼夜勤労制まで導入されるにいたつてい

⁽²⁵⁾ た。このように学徒勤労運動員を通じて、(1)生産協力を通じて学徒が「行学一致の理想を現実に実現し得る」、(2)これを通じて「皇國の民としての心の鍊成をなし得る」、(3)他の一般工員や従用工を指導し、もつて生産力の高揚を期しえるという「社会的機能」が実現されるとされた(二二一三頁)。しかし浅井も、さすがにこのような建前をのべ立てるものの愚かさには、抗議をせざるをえないと思つたのか、最後の段でつぎのようにのべていた。

「学徒の本分は学徒の所属の学校において教育を受け所定の学科を学習することである。学徒の協力制度がもしこうした学徒の本分を阻害するものであるときはその協力制度は自己矛盾を包蔵し、そのために自滅の運命をたどらねばならないことは明白である。現在の学徒勤労協力制度の実際をみると、その協力期間はかなり長期に亘り、戦局の緊迫化とともにその期間は更に長くされようとしている。そのために学徒の教育は極めて不充分となり、殆ど零に近くなることは論を俟たぬであろう。当局者は働きつつ学ぶとか行学一致とかいう美しい語句をもつてこうした現実を粉飾しようとするが、学徒運動員の現実を身をもつて経験した者でなくとも何人も容易にそれが單なる糊塗にすぎないことを知り得るであろう。然るときは学徒勤労協力制度を現状のまま継続するときは、学徒の本分を阻害し、学徒の協力制度は内部的に崩壊し、まもなく自滅の運命をたどらなければならぬことになる」(二四頁)。

このようにのべることにより、浅井はあえてあるべき法の姿をしめすことにより、抵抗の姿勢を示しているのかかもしれない。

(2) 「皇國勤労觀」とは何か

① 浅井における「皇國勤労觀」理解

浅井は米英などとの対戦による太平洋戦線の拡大から三年目の一九四三（昭和一八）年の時点において、労務統制立法の課題の第一として「指導理念としての皇國勤労觀の確立」を掲げていた。なぜならば「いかに精緻巧妙な労務統制法を細微にわたってなしても、そこに規定されたところの労務統制法秩序を現実化すべき国民がその立法を支持すべき勤労觀を把持しそれを体得すべき素質を具えていないときはその立法の所期する目的は完全には達成されまい」と考えるからであると、その理由を説明していた。それでは、そのような理念とは、何か。浅井は、つぎのように続ける。

それは「いはゆる皇國勤労觀であると決定せねばなるまい。皇國勤労觀とは日本国民が皇國の民として何千年來生活し勤労して来た間に自ら養われて來て居る勤労觀である。いはば日本の肇國以來不变の国体によつて規定される勤労觀である。そしてこの勤労觀は日本国民の意識のうちに自ら存在し、科学によつて創造されるものではなく、認識さるべきものである。ところが外国语文化の輸入にともなう外来思想の影響その他種々な外的諸事情によつて從来そうした皇國勤労觀が見失われ、或は不明確にされて來た。そこで労務統制立法の正しい發展を期すためには皇國勤労觀をまづ第一に明確に認識する必要がある。皇國勤労觀が労務統制立法の課題として有する意味はこうしたところにある」。

「皇國勤労觀」とは何か。ここでは、それについて一切の説明もなく、いわば論証抜きに断定的に語られてい

る。「いわば日本の肇國以来不变の国体によつて規定される勤労觀である」といわれれば、当時誰しも反問する者などいなかつたのである。昭和一八年論文では、浅井はあえて、このよくな長々しい枕詞を付することにより、労働者の擁護の主張をのべたのであるか。今日、当時の検閲制度のもとでは、偽装のもとに自らの主張をのべようとしていたものかどうかを詳細に探らなければならないのかもしれない。しかし浅井の論考に、そのような積極的な意図を読み込むことは、いささか困難であるように思われる。

浅井は一ヵ月後のボツダム宣言受諾による敗戦を控えた昭和二〇年論文——実際の執筆は、既述のように同年々初であったようであるが——では、その冒頭で上に引用した昭和一八年論文中の該当部分を自ら再度引用したあとで、「本稿はかうした私の考のしたにまづ第一に労務立法上の教導理念としての皇國勤労觀とはどんなものであるかを明かにしようと」するものであることを、同稿の執筆意図として説明している。なぜならば総力戦を遂行せんとしていた当時の日本では、「勤労觀をどういう風に把握するか」ということが労務立法に対して重大な影響を有する」(三頁)からである。すなわち「労務立法は勤労が国家に対して有する根本的意味や社会の他の諸利益に対しても有する地位をどう規定するかによってその内容が自ら規定されるものである。勤労觀はまさに勤労と国家或は勤労と他の社会的諸利益との関係を直接に規定するものである」(同)。これらは今日でいえば、「労働觀」であり「労働立法」なのかもしれないが、第一章「労務立法上の嚮導理念としての皇國勤労觀」の目次構成は、つぎのようなものである。ここに再度引用しよう。

第一節 勤労觀と労務立法

第二節 労務統制立法における勤労觀の課題の重要性

第三節 皇國勤労觀

第四節 皇國勤労觀と労務立法

第一節で、「労務は作用の状態にある人格それ自身であつて、人格を離れて存在しない」とし、それに関する統制立法が「生きた人格の統制」に関する点で物資統制とは著しく異なる特色がある（四頁）と指摘したあとで、第三節で浅井は「皇國勤労觀とはいかなるものであるか」（五頁）についてのべている。すなわちそれは「日本の国体に対応する勤労觀である」として、つぎのように続ける（同前頁）。

「日本の国体はいかなるものかというに、日本の国体は次のところに求められねばならない。日本国は上は万世一系の天皇を元首として仰ぎ奉り、悠久一千六百有余年の千古の歴史を有ち、上天皇は常に臣民の安らけきを思わせ給い、下臣民は君には忠義をつくし、父母には孝を致し、以て上下心を一にして日本国の幾千代までの弥栄に心を致しているのである。すなわちここにわが国体の真體があるといわねばならない。すなわちこうした国体に対応する勤労觀が皇國勤労觀である。」

これは先の昭和一八年論文のなかでいわれ、先に引用したものと大同小異であり、しばしばいわれた万世一系の天皇を元首とし、キリスト教を宗教的背景にもつ欧米諸国にくらべてより古い、悠久二六〇〇年の歴史をもち云々という当時いわばステレオ・タイプ化した言質である。すなわち「国体」という文言に示された天皇統治の正統性と永続性、家族國家觀によつて、国民の天皇への帰属と統合を正当化する「皇國史觀」についてのべて、いわばそ

れに関連させて「勤労」という文言を付加しただけのものであるように思われる。要するに、これ 자체は何もいつていなかることと同じではないだろうか。なお浅井は「皇国勤労觀それ自体は全体主義的とか個人主義的とかいうような偏在的な勤労觀ではなく、国民の勤労に対する觀念の最も究極の根本理念たるべきもの」で、自由主義あるいは個人主義的労働觀などと対比されるべきものではないとする（六頁）。しかしこのような弁明は、思考停止の上に成り立つべきものであろう。⁽²⁸⁾

② 「皇国勤労觀」と「皇国史觀」

浅井がいう「皇国勤労觀」とは、はたしていかなるものであろうか。それが唱道されるようになったのは、産業報国会発足を契機とするものと思われる。すなわちそれは国防国家体制推進するための一機構としての産業報国会運動のなかで提唱されるにいたつたものである。昭和一三（一九三八）年「支那事変」勃発の翌年に労使協調会時局対策委員会が工場鉱山に労資関係の調停策として各職場における産業報国会の結成を提唱し、産業報国聯盟を組織して、その運動を推進した。そして昭和一五（一九四〇）年一月八日、近衛内閣のもとで「勤労新体制確立要綱」⁽²⁹⁾が決定され、それに基づき同年一月二三日、産業報国会が誕生した。同「要綱」は冒頭、「第一 勤労精神ノ確立」として、つきのようにいう。

「勤労ハ皇国民ノ奉仕活動トシテ其ノ国家性、人格性、生産性ヲ一体的ニ高度ニ具現スベキモノトス、従ツテ勤労ハ皇國ニ對スル皇国民ノ責任タルト共ニ榮譽タルベキ事、各自ノ職分ニ於テ其ノ能率ヲ最高度ニ發揮スベキコト、秩序ニ從イ服従ヲ重ンジ協同シテ産業ノ全体的効率ヲ發揚スベキコト、全人格ノ發露トシテ創意的自發的

「」に戰時下におけるあるべき勤労觀が示されている。「皇國勤労觀」とは、その公式イデオロギーである。すなわち總力戰を遂行していくには生産力の増強が求められ、そのためには勤労新体制が実現されねばならず、そのためには、まず国民のあいだに広く勤労精神が確立されねばならないと、いうことであつたのである。⁽²⁸⁾多くの論者が日本の勤労觀とはいかなるものかについて述べている。それらのいずれも、天皇を中心とした血縁や統一性を強調し、個人主義・自由主義を排し、歐米言語にいう「労働」を示す labo(u)r（英語）、arbeit（独語）、travail（仏語）には、苦しさや煩わしさという意味があるので対し、日本語の「はたらき」「つとめ」には、巧妙・手柄・勲功という意味があるとして、労働することの國への奉仕であることの意義を強調していた。⁽²⁹⁾ 總力戰を遂行していくには、資本主義の墮落した精神を乗り越えた強度な倫理を形成する必要があった。それは「國体の本義」に則った価値理念に立ち返ることにより可能とされたのである。⁽³⁰⁾

これに対して「皇國史觀」といわれるものがある。これは天皇機関説事件（一九三五年二月）および同年一二月の第二次大本教事件^②以降、「國体」觀念が動搖するなかで、文部省が同年一二月、大臣諮詢機関として「教學刷新評議会」を設置して、一九三七（昭和一二）年に刊行された文部省思想局〔編〕『國体の本義』（文部省）および一九四三（昭和一八）年文部省〔編纂〕による『國史概説』上・下（文部省）に典型的に示されていくことになる。⁽³¹⁾ 教刷評は一九三六（昭和一一）年一〇月一九日付けで「教學刷新ニ關スル答申」のなかで、日本の「國体」について、つぎのように述べている。

「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇天祖ノ神勅ヲ奉ジテ永遠ニコレヲ統治シ給フ。コレ我ガ万古不易ノ国体ナリ。而シテコノ大義ニ基キ一大家族国家トシテ億兆一心聖旨ヲ奉体シ克ク忠孝ノ美德ヲ發揮ス。コレ我ガ国体ノ精華トスルトコロニシテ又ソノ尊嚴ナル所以ナリ」^{〔22〕}

これを浅井のいう「皇国勤労觀」とをくらべてみよう。そうすると、浅井は「皇国」の特徴たる「国体」について言及していく中、「勤労觀」については、何ものべていないことがわかる。^{〔23〕} 浅井は、それを自明のものとして扱っている。とくに「皇国史觀」という表現は、昭和一七年ないし一八年以降、文部省周辺の人々により使われたものであるという。それは国民総動員体制が十分に機能しないがゆえに、戦時下の国民教化の行き詰りを打破しようと、打ち出されたものであつたという。^{〔24〕} いざれにせよ、どちらも、「国防國家」論^{〔25〕} 総力戦体制を正当化するイデオロギーとして主張されたものであり、とくに浅井が積極的に「皇国勤労觀」なることを発言するにいたつた時期とも符号するように思われる。

そして浅井は第四節（六頁以下）で、労務立法の展開を(1)「すべての事象を個体に解体して観、その團的性格を無視」する「民法の時代」、(2)「雇主の独裁的所有権行使に対する被傭者団体の意思参加」を基礎にしながらも、わが国では実現し得なかつた「社会立法時代」、そして(3)昭和六（一九三一）年満州事変、昭和一二（一九三七）年支那事変、昭和一六（一九四二）年「支那事変が大東亜戦争に発展して完全な統制経済のもと、所有権或は資本と労務或は勤労との協同から出發する」「統制立法時代」の三つにわける。このような時代区分とその各時代の特徴把握それ自体は、それらの性格把握や表現は多少異なるにせよ、吾妻光俊や菊池勇夫の場合にも、みられたものである。浅井はとくに「所有権と労務との協同」というのは所有権と労務との対立を止揚して両者を対等に包有する

單一体としての国家が定立する統一目的の完遂に所有権と労務とが各自その機能に応じて直接協力することをいう（八一九頁）としている。このような弁証法的な論理展開も、すでにみられたものである。しかし労働を物の取引関係と区別する発想は、結局は戦争遂行のための両者の結合に行き着いてしまう。このことも、他の論者の場合について、すでに見たところのものと同じであったように思われる。⁽³⁵⁾

(3) 浅井清信の戦争末期における応接あるいは転向

浅井は先に記したように、後藤清の立命館大学への学位請求に関する文部省の対応から判断して一九三六（昭和一一）年当時、すでに労働法学研究について窮屈さを感じ、「民法典からの惜別」ならぬ「民法への逃避」を行なつたとのべている。⁽³⁶⁾ しかしそのような浅井がとった対応それ自体は、あらゆる学問分野を通じて当時としては、特別なものではなかつたようと思われる。浅井がとった態度は法律学、とくに私法学の世界では、アジア太平洋戦争がその深刻度を深めていくにしたがい、いわばその身の処し方としては多く見られたものであろう。すなわちとくに労働法については、その研究から手をひき、民商法に関する実定法解釈の世界に身を潜めるか、労働法といつても、「イデオロギー抜きの技術的秩序に甘んずるか、厚生法や統制経済法のなかに労働者保護の可能性をさぐるという対応があつた」とされる。⁽³⁷⁾ したがつて自らの社会的・学問的態度として前者を選択して浅井が民法の世界に沈潜したことそれ自体は非難されるべきことではなかろう。それは、研究者としては、むしろ一般的な対応であつたようと思われる。しかしそのような態度すらも、戦線が苛烈になるにしたがい、しだいに困難になつていったのではないかろうか。労働法学ではなく、民法学を自らの研究対象としたとしても、一九三七（昭和一二）年七月の盧溝橋事件を契機とする日支（華）事変により日中間の局地的紛争から、宣戰布告なしの全面戦争へと拡大していく

てからは、翌一九三八（昭和一三）年には、国家総動員法が公布・施行され、契約の自由の基礎をなす自由な意思の合致とは正反対の強制的な契約締結などが出現するなかで、これをいかに理解するのか議論されていった。そのなかで統制立法の法令集を刊行することにより、その体系化を推し進めたり、強制契約を合理化・肯定することは必然的に、総力戦体制に迎合するものとならざるをえないことは、すでに前稿⁽³⁹⁾でみたところである。すなわち労働法から民法学へと逃避をはかつたということ自体、戦時下の対応のあり方に関し、なんらの弁明にもならないであろう。むしろ重要なのは労働法学がそれ自体として十分に確立せず、民法学との境界も不分明であった当時、何を書いたのかまたは書かなかつたのか、また書いたとしても、いかなる課題について、どのような内容を書いたかとということであろう。その点に関しては浅井の場合、先にその内容を概観したように、その師である末川博の場合よりも、さらに明確に戦時体制への翼賛的ないし迎合的態度をとつていったようと思われる。わずか二本の論考により、その学問姿勢のあり方を問うこと自体無理があり、また私の・そのような考察態度には大いなる疑問があると評されるべきかもしれない。しかし戦線が中国大陆にとどまらずに、東南アジアや太平洋地域へと急拡大する一九四一（昭和一六）年末以降は、日常生活の配給制も強化されていった。そのようななかで出版社向けの紙の統制^{II}割り当て制度も強まり、総力戦遂行に無関係ないしこれに抗したり、批判的な論考が公刊されることなど本来的にありえなかつたであろう。⁽⁴⁰⁾ そのような状況のなかで、あえて論文を公刊することには、時局への積極的な取り組みの意志があつたと解されたとしてもしかたがないのではないだろうか。とくに前に紹介した二つの論稿のうち、後者が公刊されたのは、日本がボツダム宣言を受諾し（八月一四日）、敗戦を迎える直前の月であつた。

浅井は戦後、自らが戦争末期に発表した二つの論文に言及することは、先に述べたようにまつたくなかつた。またそれは、当然のことであつたかと思われる。戦後直後、公職追放や教職追放の動きのなかで、浅井は自分の立場

を思い、日本の敗戦を予期しえず、むしろ反対にその遂行の法的的理念について積極的に論じた自らの不明を恥じていたのかもしれない。⁽⁴²⁾ 文学や美術の分野では、戦争協力を行なつた者らへの非難が高まつていた。戦後社会のなかで戦時中についた対応に関して、自己に都合の悪い事実については沈黙を守る、あるいは秘匿するというのは、学問の世界で多く見られた対応であつたように思われる。しかしそうであつても「皇国勤労觀とは日本国民が皇国の民として何千年来生活し勤労して来た間に自ら養われて來ている勤労觀である。いはば日本の肇國以来不变の国体によつて規定される勤労觀である」とのべていた同じ人物が、そのわずか三年後（＝一九四八年）には「労働立法はプロレタリアー革命の胎動にねざす法律現象であり、労働法学はこの胎動に刺激をあたえ、労働立法の発展を促進し、プロレタリアー革命を成育さすべき使命をもつ」と声高に主張している。このような対照的な内容の発言のあいだには、敗戦とそれとともになう政治体制と社会的価値觀に関する、大いなる転換があつた。しかしこのことを考慮しても、正直いって、その落差には違和感を覚えざるをえない。浅井はこれまで見てきたように生前、戦中から戦後にかけての自らの左旋回についてとくに説明することはなかつた。歴史学者・家永三郎（一九一三～二〇〇二）は戦時中のわが国の歴史学について、先に記した（本章〔注〕37）ように「ファシズム史学」、実証主義を維持しつつ、時局に便乗していくた者、そして実証主義を堅持し、時局に完全な沈黙を守つた人びとという三つの潮流があつたとしても、「いづれにしてもファシズムに対し積極的な抵抗をあえてしなかつたという点では五十歩百歩のちがいでしかありえなかつた」と指摘している。当時、学問的な良心を維持することの困難さを思えば、浅井も止むを得ずして国家的暴力（体制）に屈し、自己の主張を不本意ながらに棄げざるをえないことに苦悩した者の一人であつたのかもしれない。私自身、浅井をはじめとして当時労働法学を専攻した者たちと同様に、あのようない歴史的・社会的な環境におかれただき、自らとるべき対応について、はたしていかなるものが可能であつたのか

ということを想起すれば、正直いってはなはだ心許ない。そのような思いを抱きながらも、私は「」で、家永が先に引用した文のあとにかっこ書きで「(とは)いうものの、あのような時代の中で五十歩と百歩とは重大な相違であつたことを忘れてはならない」⁽⁴⁴⁾と続けていることをあえて付加しておきたい。

注

- (1) 当時、末川の指導のもと、大学院で民法を専攻した同僚としてはほかに、石本雅男（一九〇二～一〇〇三）や指導教官を末川から恒藤恭（一八八八～一九六七）に変更する前の加古祐二郎（一九〇五～一九三七）がいた。兩人もまた浅井と同じく、京都帝大法学部に職をえたが、滝川事件に際して、やはり浅井と同様にその職（加古・専任講師、石本・副手）を辞した。大橋智之輔ほか〔編〕『昭和精神史の一断面——法哲学者加古祐二郎とその日記』（法政大学出版局・一九九二）所収の「加古日記」には、浅井の名前が何箇所かでてくる。ただし該当箇所の記述から両者のあいだで、どの程度の学問レベルでの「交流」があつたかどうかについては、にわかに判断することはできない。
- (2) 浅井「社会法とともに」末川博〔編〕『学問の周辺』（有信堂・一九六八）二〇八一～二二二頁（ただし、これについて浅井の二つの業績目録に記載なし）。なお同書は、「立命館大学新聞」紙上に連載された、同大学に勤務する者らが語った、それぞれの学問分野に関する体験と思い出を一書にまとめたもので、続篇（一九七一）も刊行された。なお浅井が滝川事件に言及するものとしては、ほかに「人権闘争の今昔——滝川事件五〇周年をふりかえって——」自由法曹団京都支部創立二〇周年記念文集『続・人権の旗をかかげて』（一九八三・一〇）一頁以下（浅井・前掲『労働法よ、どんへ行く。』一〇〇号（一九七七）（浅井・同前書）七五一一八〇頁）などがある。
- (3) 浅井「私の研究をぶりかえりみて」前掲・同還暦記念論文集三六四一二六五頁。
- (4) 抽稿「戦時期の吾妻光俊の軌跡——『労働力のコントロール』理論前史——」獨協法学七一号（一〇〇七）五一～一〇頁。
- (5) 一般的には、翌年の一九三七（昭和一二）年七月、盧溝橋事件を契機とする日華事変が勃発して、宣戰布告のないままに日中間で全面的な戦争状態に突入し、さらにその翌年の一九三八（昭和一三）年にはナチス・ドイツの「授權法Er-mächtigungsgesetz」に範を求めた國家総動員法が制定されて、わが国が本格的な高度国防国家＝統制経済体制となつていつ

- た。そして、このような社会状況の大きな転換を契機として、法律学の各分野で学説はそれまでのナチス民法学を批判的に検討・紹介するという論調を急速に後退させ、さらには従来とは反対に、積極的に国家統制経済のもとでの戦争遂行を擁護する議論が多く現われるようになつてこつた。
- (6) 浅井・前掲「社会法とともに」二二五頁。
- (7) 浅井・前掲「私の研究」三六五一三六六頁および同・前掲「社会法とともに」一一四一一六頁。
- (8) 加藤雅信ほか〔編〕『民法学說百年史』(三省堂・一九九九) 四六六一四六九頁(小野秀誠)は冒頭、本書について「二〇世紀初頭までの危険負担の比較法的研究の集大成であり、その後の学説の発展のための基礎づけをしたものである」と紹介している(四六六頁)。同書は近時その復刻版(新青出版・一九九六)が刊行された。
- (9) 同書以外の著書とは、「労働契約の研究」(政経書院・一九三四〔昭九〕)と『判例不動産法の研究』(立命館出版部・一九三八〔昭一二〕)といふ二つの論文集であり、また『物權法』(笠書房・一九四一〔昭一七〕)と『日本債權法総論』(京都印書館・同)といふ、民法に関する一冊の概説である。
- (10) 具体的には、次の六点である(後述の一覧と重複するが、ひざにかかげておく)。なお、いかなる理由から、これらの論稿が選ばれたのか不明である。
- 「判例を中心として観た民事上の名譽毀損」(末川博と共に筆)六卷九号(一九三四〔昭九〕)
 - 「損害賠償と共同体精神」九卷八号(一九三七〔昭一一〕)
 - 「ドイツ私法学の地位と使命」九卷一二号(同)
 - 「ギリシャ債權法草案と給付障碍」一一卷一号(一九三九〔昭一四〕)
 - 「無過失責任論の行方」一一卷九号(同)
 - 「ドイツに於ける民法總則廃止論とその機能的意味」一一卷九号(一九四一〔昭一六〕)
- (11) たとえば、浅井・前掲「研究をありかえりみて」三六四一三六六頁。
- (12) 戦前からすでに法学研究者として活動を始めていて、戦後は、主に労働法学を専攻した者のなかで戦前の業績を過少に示すのは、浅井一人に限らないようと思われる。
- (13) ただしインターネット上に <http://www.risumei.ac.jp/acd/cgl/law/lex/somokuj.htm> のアドレスで公開されているものを利用した。

- (14) 浅井が「八木」姓を用いて、論考を発表したのは、一九三四（昭和九）年五月から七月までの約二ヶ月間にかぎられる。ただし、その理由は知らない。
- (15) 浅井・前掲「私の研究」三六二頁、三六四—三六六頁。
- (16) 同月一二日の閣議決定により、米英蘭中国に対する戦争を「大東亜戦争」と呼称することが決定された。
- (17) 一九四三（昭和十八）年一〇月、法文系大学および専門学校生に対する徵兵猶予令が停止されたのに続き、私立大学は専門学校に転換する旨の文部省専門学務局長の通牒（「教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ関スル件」）により、大学を専門学校に移行せざるをえなかつた（『立命館創立五十年史』〔立命館・一九五三〕五七〇—五七二頁）。ことから紀要も、從来の「法と経済」を改め文系（法・経・文）学科すべてに共通するものとしたのである。
- (18) 同稿は、その冒頭（二頁）で昭和一七年度文部省「精神科学研究奨励金」が交付された「労務統制立法の研究——特にその日本的性格について」という課題の研究の中間報告であることが記されている。
- (19) 法政大学大原社会問題研究所（編）『太平洋戦争下の労働者状態』（東洋経済新報社・一九六四）五頁、一〇頁、一五六頁。徵用をめぐる制度展開と議論について、詳しくは佐々木啓「徵用制度下の労資関係問題」大原社会問題研究所雑誌五六八号（二〇〇六・三）一三頁以下を参照。
- (20) この部分は、浅井が戦後「法学理論篇」シリーズ中に一冊（76）として発表した「雇傭」（日本評論社・一九五〇）、そのなかでも、とくに第一章「近代私法における雇傭の法形態」（七一一九頁）および第三章「雇傭における身分的・組織的分子」（四一一五四頁）の基礎となつたものと思われる。いうまでもなく、同書のなかで本稿については、何ら言及されていないが。
- (21) ノルトベルト・フライ&ヨハネス・シュミツ／五十嵐智友〔訳〕『ヒトラー独裁下のジャーナリストたち』（朝日選書・一九九六）参照。なお渡辺章「戦時経済下の工場法について（覚書）」山口浩一郎教授古稀記念『友愛と法』（信山社・二〇〇七）一九五頁以下は、総力戦体制のもと、工場法がいかに扱われ、変容していくのかを明らかにするが、併せて同稿二〇五一二二五頁でとくに雇用契約がいかに把握されていたのかを紹介している。
- (22) 津曲藏之丞「勤労総動員態勢の強化——学徒勤労・女子挺身勤労令並に各府職員勤労動員令の解説——」法律時報一六卷九号（一九四四）八一一二頁は、副題に示されているように、國家総動員法五条および六条に基づき制定された、これら三つの勅令に関する「解説」である。

(23) わが国敗戦の年の一年間の動きを多面的に追跡することを試みようとしている鳥居民『昭和二十年』第一部(全一四

卷・既刊一二冊) 1 「重臣たちの動き」(草思社・一九八五)は冒頭、名古屋陸軍造兵廠分工場の一つである鷹来製造所(愛知県春日井市)に勤労動員された長野県野沢高等女学校四年生たちの姿を描くことから、その記述が始められている。

(24) 本稿を執筆していたであろう昭和二〇年初め、浅井は京都の井上電機の工場(浅井・前掲「社会法とともに」二二五一二二六頁)で、そして八月一五日は、「宇治の軍火薬庫で立命館大学専門部の動員学生一〇〇名ばかりとともに働いていた(ただし、同年一月から八月までのあいだの動員先の異動の有無や具体的な場所・企業名等は不明・引用者)。…午前中二時間ばかり黄檗山万福寺(京都府宇治市・同前)で法学の講義をし、その後火薬庫で働く、こういう日々が続いている」(浅井「神州から人間の國へ——八月一五日に想うこと——」法学セミナー一九七六・八号〔浅井・前掲「労働法よりどこへ行く」六一一六二頁〕と書いている。こうして当時、体重が七〇キロあつた浅井が五〇キロにまで減少してしまつたと併せて記している。

(25) 大原社研(編)前掲書一七一八頁、五五頁。

(26) 難波田春夫『日本の勤労觀』(大日本産業報告会・一九四二)も、労働と資本との結合を相対立するものの「調和的結合」とする自由主義的労働觀と、「対立するものの矛盾的結合」と捉えるマルクス主義的労働觀(二二一頁)そして経済のうえに民族を「もち来る」ことにより前者の經濟思想を克服したナチス的勤労觀(二二八頁)と対比させて、日本の勤労觀の特徴を述べている。すなわち、同じく國体論を基礎にして、わが国の労働は「單なる労働者労働ではなく、その根底に於いて皇国民であるところの労働者の労働である」がゆえに「作奉」がそのあり方であるとする(七六六頁)。すなわち「わが國に於ける労働は、資本との対立によって究極的に決定せられる如きものではなく、根本的には、資本とともに、天皇への仕奉として一致せざるを得ないもの」である(八〇頁)とのべている。しかしこれもまた、それ自体空疎な觀念的思弁にすぎないものであろう。

(27) 小畠忠良『皇國勤労体制の理念』(大日本翼賛社年団・昭和一八)六二二頁。

(28) 同前書六〇頁。

(29) 難波田・前掲書八六一八七頁。総力戦体制が形成・確立していくなかで、皇國勤労觀の普及を目指したのであろう、労者教育中央会(文部省内)(編纂)による「日本勤労叢書」なるものが刊行されていった(目黒書店刊・*を付したもの

は、自身閲読しえたものをさす)。いずれも、四六版よりも小型の版型のリーフレットに近いものである。

- *一 西晋一郎『勤労の尊尚』(昭和一五・九) 六二頁
- 二 川上嘉一『新時代の勤労者』(同) 七〇頁
- *三 佐々井信太郎『日本の勤労』(同) 七九頁
- *四 粟本勇之助『産業皇道と統制経済』(昭和一五・一二) 七〇頁
- 五 金子大栄『精進』(昭和一六・一) 六〇頁
- *六 市川英作『新体制の樹立と日本勤労の精神』(昭和一六・九) 六八頁
- *七 椎尾弁匡『業務の神聖』(昭和一七・四) 七九頁
- 八 紀平正美『つとめの意識』(昭和一七・四) 一〇一頁
- *九 佐藤通次『勤労の哲理』(昭和一七・八) 八二頁
- 一〇 浅野孝之『一隅を照らす』(昭和一七・九) 八三頁
- 一一 小出孝三『産業の道』(昭和一七・一) 一五八頁
- (30) 佐々木・前掲論文二七頁。なお同前論文二六頁によれば、そこでは「勤労」を「榮養」としたことや、そこに「人格性」を認めたことについては、それまでの職工身分差別や労使関係のあり方を問いつて積極的な意義を見い出すべきではないかとの議論もあるといふ。
- (31) 阿部猛『太平洋戦争と歴史学』(吉川弘文館・一九九九)一九頁以下参照。永原慶一『皇国史觀』(岩波ブックレット・一九八三)二〇頁以下は、その特徴として、つぎの四点にまとめてある。すなわち第一に、それは「國体」「國体の精華」——永遠に変化せず、独自の価値を体現している——歴史的発展過程を日本歴史の根幹として捉え、検証しようとの歴史観である。第二に、民衆は忠孝一体の論理で、家→國→天皇に帰属することだけが価値とされ、それにそつた事実以外は顧みるに値しないとされた。第三に、それは自國中心主義と表裏一体の関係にあり、わが國の帝国主義的侵略や他民族支配を一貫して肯定する。そして第四に、日本の歴史を「國体の顯現」の歴史と見ることにより、天皇制国家と日本帝国主義を正当化するイデオロギーであった。なお最近これについては、ほぼ時を同じくして刊行された二つの著書により新たな問題提起がなされている。すなわち昆野伸幸『近代日本の國体論』(『皇国史觀』再考)(ペリカン社・二〇〇八)五頁以下は、皇国史觀が日本の独自性を万世一系の皇統に求め、(1)いわゆる天壤無窮の神勅に代表される神代の伝統と、(2)歴史

を一貫して変わらぬ国民の天皇に対する忠がその国体を支えてきたと強調する「国体」論に基づくものであるが、それには、大きく「天壤無窮の神勅」(平泉澄)か、「義勇奉公」(たとえば大川周明)のいれを重視するかの対立があつたのではないかとする。また同前書一〇一一頁、一二三頁以下は、「皇國史觀」——戦時中は肯定的に、戦後は反対に批判的に扱われた——という言葉は、資料用語としても、分析概念としても、明確ではないと指摘する。一方、長谷川亮一「皇國史觀」という問題・十五年戦争期における文部省の修史事業と思想統制政策」(白澤社・二〇〇八)は、天皇機関説事件(一九三五年二月)および同年一二月の第二次大本教事件=弾圧(早瀬圭一『大本襲撃・出口すみとその時代』毎日新聞社・二〇〇七参考)後、「国体」観念が動搖するなかで、文部省は一一月、大臣諮詢機関として「教学刷新評議会」を設置して以降、「国体の本義」(一九三七)、「臣民の道」(一九四一)、さらに「国史概説」上(一九四二)および同書・下(一九四四)等の編纂に取り組み、それらに当時の歴史学(者)がどのように関与・参加していくかを明らかにしている。

(32) 長谷川亮一・同前書七四頁より重引用。

(33) 当時、労働法専攻者による、日本的「勤労觀」についての積極的な展開は、津曲藏之丞『勤労法の指導理念』(産業図書・一九四五)などによつて示されているが、これについては後日機会を改めて検討したいと思う。

(34) 昆野・前掲書二一七頁。

(35) 拙稿「戦時期の吾妻光後の軌跡——『労働力のコントロール』理論前史——」獨協法学七一号(一〇〇七)六一頁および八五一八八頁参照。

(36) なお太平洋戦争が勃発した一九四一(昭和一六)年当時における「立命館大学教員一覽」(前掲『立命館百年』通史「1」一六八一—六八三頁)によれば、浅井の担当科目として「民法(物權、債權、演習)社会法」と表記されている(傍線=引用者)。すなわち浅井が講義科目として「社会法」——ただし具体的な内容は不明——を担当していたであろうことは、この一覧表からみて確かであろう。このことは、すでに一九三〇年代初めの時期に「労働法から民法へと逃避」したとの、浅井において戦後繰り返しのべられていた言を、そのまま受取ることはできないことを示しているように思われる。

(37) 阿部・前掲書一三頁および長谷川亮一・前掲書一八頁はそれぞれ、戦時中の「アカデミズム史学は、おおよそ三つの方向に分裂した」とする家永三郎「大正・昭和の歴史思想——太平洋戦争前後における歴史思想の変化」日本思想史研究会

- (編)『日本における歴史思想の展開』「日本思想史研究会紀要」(一九六五)一八七頁における、つぎのような記述を引用している。すなわちまず(1)「平泉澄によつて代表されるファッシズム史学」であり、つぎに(2)「実証主義の立場を堅持しながらも序文や跋文などで『米英撃滅』といった定型的文章を書きのせることにより時局に便乗した」者であり、そして(3)「実証主義を堅持しつゝ、完全に時局に対し沈黙を守り、あくまで便乗を回避しようとした歴史家たちの行き方」であるという分類である。
- (38) 加山宗一(後藤清?)「日本労働法学界・その過去と現在」法律文化三卷一〇・一一・一二合併号一五七頁および後藤清「名誉会員・故孫田秀春先生を偲んで」日本労働法学会誌四九号(一九七七)一八三頁。
- (39) 描稿・前掲「戦時期の吾妻光俊の軌跡」四八頁以下、とくに五一頁以下およびそこで引用している文献を参照。
- (40) 戦時期の出版事情およびその用紙割当制限による悪化の展開については、布川角衛門「戦時の出版事情」文学二九卷一二号(一九六一)一〇〇頁以下および高木教典「天皇制支配体制下の言論の自由」北川隆吉ほか(編)講座現代日本のマス・コミュニケーション2「政治過程とマス・コミュニケーション」(青木書店・一九七二)四四頁以下、とくに一〇五頁以下等を参照。
- (41) 敗戦を前にした一九四五年六月に『大アジア主義の歴史的基礎』(河出書房)を刊行した平野義太郎における戦前・戦中・戦後の「転向」については、多くの文献があるが、これについては、描稿・前掲「戦時期の吾妻」三八一四〇頁(注)12およびそこで引用している文献を参照。
- (42) 浅井は晩年に「現在の日本は、第二次世界大戦前のファシズムへの転換とはまさに正反対の、社会主義化への転換を迫られている時期に際会しているといつてよいであろう」と述べている(前掲「労働法学方法論ノート」一四頁)。私たちは、その後の歴史的展開が浅井の予想とは正反対のものであったことを知っている。それにしても浅井は何を根拠に、このようにいつたのであるか。正直いって私は、その真意を測りかねている。なお中村智子『宮本百合子』(筑摩書房・一九七三)は同人(一八九九~一九五一)の関する評伝であるが、同書五一頁によれば、獄中にありながらも、百合子の夫であった宮本顯治(日本共産党元委員長・一九〇八~二〇〇七)は、「占星学」「天氣予報」ということばを用いて、太平洋戦争が始まる年には、数年後の日本の敗戦と東京空襲を予告し、情報が遮断されていたなかで、一九四四(昭和十九)年には、翌年の敗戦間近なことを百合子宛の手紙のなかで伝えていたといふ。

(44) 同前所。

四 結びに代えて——浅井における戦中と戦後のあいだ——

一九九二年四月七日、半年後には、満年齢で自らの卒寿といわれる記念すべき日を迎えるはずであった浅井は逝去した^{〔1〕}。浅井は滝川事件により京都帝大を辞したあと、立命館大学に、戦後一九六八（昭和四三）年三月に定年退職するまで約三五年ほどの長きにわたって勤務した。同大学——当時は法経学部のみの単科大学^{〔2〕}——は、先述したように戦前、瀧川幸辰教授休職・辞任処分に抗議して京都帝大法学部を辞職した一九名のうち一七名を受け入れた——ただし同大学々長となつた佐々木惣一（一八七八～一九六五）をのぞいて、教授の地位にあつた者は非常勤講師にとどまり、同年九月の新学期から専任教師・助教授となつたのは一〇名であつた——こともあつた。しかし同大学は——とくに京都の人びとにとつては——一般には、むしろ京都御所を警護すべき私設武装集団である「禁衛隊」^{〔3〕}が組織されている大学、軍国主義的な大学として社会に知られていたようだ。連合国との太平洋戦争に突入した一九四一（昭和一六）年、広小路学舎（当時）には、「国体研究所」「国防学研究所」「東亜研究所」が設立され、理工系の衣笠校舎では「日本刀鍛錬所」「馬術講習所」などが設立された。そして一九四四（昭和一九）年に立命館創設者であり、西園寺公望の私設秘書であつた中川小十郎理事長（一八六六～一九四四）が亡くなつた後、敗戦直後の一九四五（昭和二〇）年一一月に立命館大学学長に就任したのが末川博であった^{〔4〕}。同年一〇月には、GHQが教育制度に対する管理政策指令を発した。それまで軍国主義的な色彩の強い同大学は、自らの廢学の危機を回避するために、滝川事件で京都帝大を辞し、当時・大阪商科大学（現在の大阪市立大学）教授であつた末川をあ

えて招聘したのである。末川は同大学学長に就任し、一九四九（昭和二四）年四月立命館総長に選出され、総長五選のあと、一九六九（昭和四四）年四月に退任するまで、同人の五一歳から七六歳までの長期にわたって、同大学を従来とは正反対の「平和と民主主義」「自由・清新」という方向へと展開させていった。^{〔6〕}

このような立命館大学の戦前、とくに戦争末期から戦後にいたる大きな変遷・転換をみたとき、それは奇しくも浅井の同時期の理論展開と重なっているように思われる。浅井は戦前、主に民法専攻者として多くの論稿を発表しながらも、先に考察したように、太平洋戦争の末期に至る時代には、皇國勤労觀に基づく、わが国臨戦体制を法的に積極的に擁護する論稿を発表した。これに対し戦後は一転して、労働法学の前衛^{〔アヴァンギャルド〕}という立場にたつてプロ・レーバー労働法学を代表する研究者の一人として、その拠つて立つべき立場としてのマルクス主義を旗幟鮮明にし、多くの著作を発表した。このように浅井は戦前（・戦中）と戦後のあいだにおける時間の流れのなかでみたとき、振幅の大きな学問生活を営んでいったようと思われる。しかし、そのような正反対にも思われる学問的展開がみられながらも、少しく考察したとき、反面では一貫して変わらない側面もあつたのではないか。すなわち浅井の戦争中、とくにその末期に公刊されたものと戦後に発表された多くの論稿を読みくらべたとき、そこには共通した特徴がみられるようと思われる。それは法解釈における正しさを担保すべき価値基準に対する態度である。すなわち浅井は特定の価値基準に依拠し、しかもそれを自明なものとして議論していくことである。それが戦争末期の皇国史觀から戦後のマルクス主義へと大きく一八〇度転換したとしても、その基本態度には変化がないように思われるのである。しかし、このように同人を評するのは、あまりに酷であろうか。

(注)

(1) 片岡舜「追悼 浅井清信先生」日本労働法学会誌八〇号（一九九二）一七九—一八一頁。なお赤旗（日本共産党機關紙 一九九二年二月一七日（月）第一面に「八十九歳の入党／労働法の権威・浅井清信氏」との記事が掲載されている。そこでは「私の学問的到達が、日本共産党の考え方と一致した。…日本共産党員として死ぬことが夢だ」と記されている。おそらく同月（日付は不明）、浅井はその死を前にして同党への加盟手続をとったのであろう。そうすることにより、浅井は自らの人生を満足感をもって平安に完結させたということなのかもしれない。

(2) ただし専門部として法律、経済、商学および文学の各学科と大学予科が設けられていた（『立命館百年史』通史一「立命館・一九九九」五一五頁）。

(3) 同前書四九二頁。なお立命館が滝川事件に対してとった対応については、同書四七二頁以下、とくに四八六頁以下を参照。

(4) 禁衛隊とは一九二八（昭和三）年一月、昭和天皇の即位の大礼が京都御所で行なわれたのに際し、立命館が当時御所に近接してあったこともあり、大礼中、御所の警衛奉仕するとの趣旨で、中川総長の指導のもと学長を「司令」とし、総長を「參謀長」として設けられたものである。當時文部省が府県直轄学校に対し「我が國体ニ由來スル國民道德ヲ涵養シ」との方針を説こうとする時期にあたり、その趣旨にそるものとして各方面から賞賛を博した（前掲『立命館五十年史』三一二頁）という（より詳しい設立の経緯については、前掲『立命館百年史』通史一・四四七頁—四六三頁を参照）。以後、敗戦まで天皇・皇后が京都御所に滞在しているあいだは昼夜を通してその警護にあたり、それ以外のときは行進の練習に励み、「禁衛 立命」と同大学の校歌（明本京静〔作詞〕・一九三一年・一番）のなかにも歌われ、戦前は同大学の特色ないしアイデンティティーを示すものであった（同前書四六一一四六三頁）。それゆえに仏文學者であるが、様ざまな領域で共同研究を組織した桑原武夫（一九〇四—一九八八）の末川追悼文である「左派の長者」世界三七七号（『追想末川博』〔有斐閣・一九七九〕所収二四七頁および『桑原武夫全集』9一九七四—一九七七〔岩波書店・一九八〇〕五〇五一〇五六頁）のなかには、つぎのような記述がみられる。すなわち「戦時体制下の立命館がどのようなものであったのか、年配の京都市民ならみな覚えていたはずだ、あの『禁衛隊』の進軍の靴音によつて。天皇のお留守の京都御所は数十人の皇宮警備員で十分と宮内省も考へていたところ、立命館当局はそれでは恐れ多い、当分全学園をもつてお守り申し上げると言上したのである。却下はできない。そして大学生から中学生までがみな『禁衛隊』の徽章を胸につけ、銃をかついだ長蛇

の列が、時には軍楽を先頭にたてて、毎日御所を中心市中をねり歩き、京名物の一つになつたのであつた。……／立命館の崩壊をふせいで今日の盛況をもたらしたのは、もつばら末川さんの力であつた。」と。

(5)

中川死去のあとに立命館理事長となり、末川を学長として招いたのは、石原廣一郎であつた(北川敏夫「学園の大恩人」前掲「追憶末川博」一九〇一—九二二頁、「立命館百年史」通史〔1〕七八七—七九七頁および通史〔2〕〔同・二〇〇六〕二三一一四頁、八五頁以下)。なお、同人が一方で「経営と教学の区別」を導入したけれども、他方で実業家として國家主義運動への資金提供者であると同時に、自らも南進論を唱えて実際の活動にも従事したことについては、赤澤史朗

「石原廣一郎小論——その国家主義運動の軌跡——」(一)(二)立命館法学二四五号(一九九六)二一五頁以下および二四八号(同)五九六頁以下を参照。

(6)

末川の一周年にあたり編集・刊行された追悼文集である同前書には、末川の立命館大学に関して果たした功績として、このようなことにつれる文が勝本正晃「追悼の辞」八一九頁、天野和夫「大学人としての末川先生」一〇五頁、国崎望久太郎「人生の教師 時代の教師」一四五一一四六頁、藤谷景三「三国一の花婿」一五八一一六〇頁、北川敏夫「学園の大恩人」一九〇一—九一頁および降旗顯英「民主的な学園創りへ」一〇〇一一〇一頁および浅井清信「末川先生と民主主義運動」二三二二頁等、多く含まれている。